



第 29 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

平成 31 年 3 月 8 日 開会

平成 31 年 3 月 19 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

| 月 日 | 曜日 | 会 議 | 行 事 |
|----------|----|-----|-------------------------------------|
| 3 月 8 日 | 金 | 本会議 | 開会・会期の決定・提案理由の説明 |
| 3 月 9 日 | 土 | 休 会 | 休 会 |
| 3 月 10 日 | 日 | 休 会 | 休 会 |
| 3 月 11 日 | 月 | 本会議 | 質疑・委員会付託・委員会 |
| 3 月 12 日 | 火 | 休 会 | 委員会 |
| 3 月 13 日 | 水 | 休 会 | 委員会 |
| 3 月 14 日 | 木 | 休 会 | 委員会 |
| 3 月 15 日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 3 月 16 日 | 土 | 休 会 | 休 会 |
| 3 月 17 日 | 日 | 休 会 | 休 会 |
| 3 月 18 日 | 月 | 本会議 | 一般質問 |
| 3 月 19 日 | 火 | 本会議 | 一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会 |

黒潮町告示第10号

平成31年3月第29回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年3月1日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1 期 日 | 平成31年3月8日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

平成31年3月8日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 坂本あや | 2番 | 濱村博 | 3番 | 藤本岩義 |
| 4番 | 矢野昭三 | 5番 | 澳本哲也 | 6番 | 宮川徳光 |
| 7番 | 小永正裕 | 8番 | 中島一郎 | 9番 | 宮地葉子 |
| 10番 | 森治史 | 11番 | 池内弘道 | 12番 | 浅野修一 |
| 13番 | 小松孝年 | 14番 | 山崎正男 | | |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|-------|
| 町長 | 大西勝也 | 副町長 | 松田春喜 |
| | | 企画調整室長 | 西村康浩 |
| 情報防災課長 | 徳廣誠司 | 税務課長兼住民課長 | 尾崎憲二 |
| 健康福祉課長 | 川村一秋 | 農業振興課長 | 宮地丈夫 |
| まちづくり課長 | 金子伸 | 産業推進室長 | 門田政史 |
| 地域住民課長 | 矢野雅彦 | 海洋森林課長 | 今西文明 |
| 建設課長 | 森田貞男 | 会計管理者 | 小橋智恵美 |
| 教育長 | 畦地和也 | 教育次長 | 藤本浩之 |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 尾崎智彩

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

6番 宮川徳光

7番 小永正裕

平成31年3月第29回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

平成31年3月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第52号から議案第84号まで
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

| | |
|----------|--|
| 議案第 52 号 | 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 53 号 | 黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 54 号 | 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 55 号 | 黒潮町職員の降給に関する条例の制定について |
| 議案第 56 号 | 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 57 号 | 黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 58 号 | 黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 59 号 | 黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 60 号 | 黒潮町国民健康保険高額療養費の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 61 号 | 黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 62 号 | 黒潮町企業立地促進条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 63 号 | 黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 64 号 | 平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算について |
| 議案第 65 号 | 平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について |
| 議案第 66 号 | 平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 議案第 67 号 | 平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について |
| 議案第 68 号 | 平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について |
| 議案第 69 号 | 平成 31 年度黒潮町一般会計予算について |
| 議案第 70 号 | 平成 31 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 議案第 71 号 | 平成 31 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について |
| 議案第 72 号 | 平成 31 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について |
| 議案第 73 号 | 平成 31 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 議案第 74 号 | 平成 31 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について |
| 議案第 75 号 | 平成 31 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について |
| 議案第 76 号 | 平成 31 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について |
| 議案第 77 号 | 平成 31 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について |
| 議案第 78 号 | 平成 31 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 議案第 79 号 | 平成 31 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について |
| 議案第 80 号 | 平成 31 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について |
| 議案第 81 号 | 平成 31 年度黒潮町水道事業特別会計予算について |
| 議案第 82 号 | 黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について |
| 議案第 83 号 | 黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について |
| 議案第 84 号 | 黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について |

議 事 の 経 過

平成31年3月8日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

ただ今から、平成31年3月第29回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第31号から33号までが監査委員から提出されました。

議席に配布していますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました、陳情書は議席に配布しております文書表のとおりです。

陳情第45号を総務教育常任委員会に、陳情第46号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては、全員協議会で配布をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

今日は、平成31年3月第29回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本議会におきましても真摯（しんし）な対応に努めてまいりますので、慎重なご審議と適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、平成31年度の一般会計ならびに特別会計当初予算をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

平成18年3月20日、佐賀町と大方町の市町村合併により誕生致しました本町は、合併協議会により定められました黒潮町建設計画に準じて黒潮町総合振興計画を策定し、町の最上位計画に位置付け、行政課題の解決に向けた取り組みを進めてまいりました。しかしながら、平成29年度をもってその計画期間が終了し、新たな行政課題に対応するため、実行性の高い総合的な次の計画の策定が必要となりました。そこで、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を発展させることで、平成30年6月に本町の最上位計画として黒潮町総合戦略を策定したところです。

黒潮町総合戦略は、創生基本計画と福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画から成っており、本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、情勢に応じて適宜改正しながら、実行に移すことと致しております。

平成30年11月17日、高規格道路の一般国道56号片坂バイパス6.1キロメートルが開通を致しました。このことにより、移動時間は約4分の短縮となります。命の道として進められている四国8の字ネットワークが

ついに本町にも到着し、さらに、窪川佐賀道路の佐賀工区、佐賀大方道路と整備が進められていくこととなっております。

また、3月24日には、この庁舎前を通る国道56号大方改良が開通することとなっております。地域の強い思いにより開始されました本事業により、人口集中地域を通過する国道でありながら、歩道もなく非常に危険であった状況が解消されることとなります。

このように、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化を続けています。生活環境の改善によりさまざまな行政課題が解決していきませんが、新たな課題も発生していきます。日々の社会変化をも踏まえ、施策を進めていくことが重要です。

昨年6月に高知県より公表されました平成27年度市町村経済統計の概要によると、本町の平成27年度の総生産額は前年度より11億3,500万円増加しており、名目成長率でも4.0パーセントの増となっております。産業別の状況を見ても、平成25年度以降は建設業の比重が高くなっており、それまでは町内総生産額の1割程度であったものが、現在では2割程度を占めるまでになりました。これは防災対策に係る公共事業の増加が大きな要因と考えられます。公共事業に町内の景気をけん引していただくことは、国や県の施策とも連動した問題にもなりますが恒久的には難しく、将来的な課題として考えていく必要があります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、平成26年度から平成30年度の5年間で1人当たりの所得金額は年平均0.8パーセントの増加となっており、特に農業所得は年平均5.1パーセントと大きな伸びを示しております。このように、町の産業施策も順調に成果を出してきております。町総体として経済状況を勘案しながら複合的に施策を推進していく必要がございます。

総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数によりますと、平成30年1月1日現在の本町の高齢化率は42.5パーセントとなっており、平成29年より0.8パーセントの増加となっております。また、65歳以上人口4,842人に対して20歳から64歳までの人口は5,172人で、本町では1人の若者が1人の高齢者を支えるという、肩車型社会に既に突入をしております。

このような状況を踏まえ、地域コミュニティーを維持していくためにも高齢者の働きがなくてはならないことが分ります。健康寿命を延ばし、地域社会の中で活躍できるよう行政施策を構築していくことが重要です。

本町の財政状況は、平成29年度決算で地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は50億7,193万1,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は2.2パーセントとなっております。

平成29年度決算での普通会計歳入決算額は127億2,241万2,000円、歳出決算額は125億5,267万8,000円で、実質収支が1億1,268万5,000円の黒字、経常収支比率は89.9パーセントとなっております。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち、実質公債費比率は6.5パーセント、将来負担比率はマイナス10.9パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率は共に黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っております。また、平成29年度決算での地方債残高は140億2,214万1,000円、積立金現在高は52億1,421万3,000円となりました。

当初予算の概要は、一般会計当初予算が102億8,000万円で、前年度の肉付け予算後であります6月定例議会後の予算現額と比較致しますと、率にして1.5パーセント、額にして1億5,106万1,000円の増となっております。

また、12の特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は137億2,749万3,000円で、前年度6月議会後予算現額と比較して、率にして1.4パーセント、額にして1億8,452万円の増となっております。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費のうち人件費は、職員手当の増や選挙の投開票時の立会人などにより、前年度比 1.1 パーセント、1,625 万 9,000 円の増、扶助費は老人保護措置費や児童手当の減などにより、前年度比 0.1 パーセント、51 万円の減、公債費は庁舎建設事業のために借り入れた緊急防災・減災事業債の一部償還が始まったことなどにより、前年度比 5.9 パーセント、7,539 万円増のとなっており、義務的経費全体では 2.7 パーセント、9,113 万 9,000 円の増となっております。

投資的経費は、新規事業として観光基本構想に関する宿泊施設建設事業などの追加があるものの、平成 30 年度に予算計上致しました入野小学校改修事業や防災拠点建築物耐震事業の終了や避難道等整備事業の大幅減などにより、前年度比 9,984 万 9,000 円、4.5 パーセントの減となっています。

その他の経費のうち物件費は、地籍調査業務委託の増やシステムソフトウェア使用料の増、観光関連業務の委託料の増などにより、前年度比 17.3 パーセント、2 億 7,301 万 4,000 円の増に。補助費等は事業完了による黒潮消防署建設負担金の減があるものの、新規事業のプレミアム付き商品券補助金や農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金などにより、前年度比 1.3 パーセント、1,794 万 1,000 円の増に。積立金は県の津波避難対策等加速化臨時交付金の交付が平成 30 年度で終了したことにより、前年度比 29.0 パーセント、1 億 3,416 万円の減などとなっており、総額では前年度比 3.6 パーセント、1 億 5,977 万 1,000 円の増となりました。

次に、歳入は、自主財源のうち町税は平成 30 年度の調定見込額より、前年度比 4.0 パーセント増の 8 億 5,731 万 9,000 円、寄附金はふるさと納税寄附金の増加を見込み、前年度比 19.7 パーセント増の 3 億 153 万 4,000 円としております。

依存財源のうち地方交付税は前年度と同額の 39 億円とし、国庫支出金は防災拠点施設の耐震化終了や都市防災総合推進事業の事業費減などにより前年度比 14.1 パーセント減の 8 億 4,232 万 6,000 円を、県支出金は地籍調査事業の調査範囲拡大による補助金の増や国政選挙や県政選挙に伴う委託金の増などにより、前年度比 5.4 パーセント増の 10 億 4,274 万 8,000 円を、地方債は臨時財政対策債の減などにより、前年度比 5.7 パーセント減の 13 億 980 万円を見込んでおります。

また、平成 31 年度税制改正などにより、新たに軽自動車税環境性能割、森林環境譲与税、環境性能割交付金を計上致しております。

続いて、各種施策について申し上げます。

まず、地産外商により安定した雇用を創出するから、農業の振興について申し上げます。

基幹産業の一つであります農業の振興は、避けては通れない課題であります。農業生産に係る経済活動は本町を中心として近隣市町村で行われることが多く、町内の他産業への波及効果もあり、費用対効果の高い政策となっています。

これまでも、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足に対して施策の推進を進めてまいりました。新規就業者の参入を難しくしているのは、技術の取得、農地の確保、資金の確保の 3 点とされております。

そこで、技術の取得に関しましては、引き続き新規就農推進事業により農業研修支援を行ってまいります。農地の確保につきましては、新規就農者農地確保等支援事業により農地の賃借料の補助を行うこととしており、資金の確保につきましては、各種利子補給や園芸用ハウス整備事業補助金環境制御技術導入加速化事業補助金などの補助制度により支援を行うことと致しております。

また、農業を今以上に魅力ある職とするためには、所得向上の取り組みは必要不可欠です。平成 30 年度より開始致しました、高収益作物でありますグリーンレモンの産地化を進めていくため、引き続き施設レモン産地化支援事業費補助金を予算計上させていただきました。

次に、林業の振興について申し上げます。

地球温暖化防止や近年の山地災害の多発を受け、新たな税制度が導入されることとなりました。それが国税としての森林環境税です。それを原資として、国から地方自治体へ配分されるものが森林環境譲与税となります。個人住民税に上乗せされることにより 2024 年からの課税となっておりますが、譲与税制度は前倒しされ、平成 31 年度からの実施となります。また、関連して林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな森林管理システムの仕組みが導入されることとなっております。

このように国全体での施策の見直しが行われましたが、山林の保全および林業振興の重要性は今も昔も変わるものではありません。過去から続いている課題に対しても引き続き行政施策を展開していくとともに、新たに確保されました財源の有効活用を図っていくことが重要です。

本町の土地面積の約 80 パーセントを占める山林を適切に保全していくためには、森林組合との協働は必要不可欠です。そこで、引き続き施業支援のための造林事業補助金や雇用支援の緑の雇用補助金などに取り組むとともに、機械購入による施業効率向上を図るための高性能林業機械整備事業補助金を計画致しました。

そのほかにも、民間の木材加工業者支援のための木材加工流通施設等整備事業補助金も予算計上しております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本町はカツオ一本釣り漁で全国に名をとどろかせており、漁業が町の主要産業の一つともなっています。しかしながら、近年はカツオ資源の減少がいわれており、全国的に水揚げ量も落ち込んでおります。熱帯域での巻き網漁による乱獲が原因といわれており、国際間の調整を待たざるを得ない状況にあります。

そのような中、カツオ漁を産業面だけではなく文化面からも見直す動きが進められており、1 月には本町で高知カツオ県民会議と、カツオ文化日本遺産認定推進ワーキンググループにより日本遺産認定シンポジウムが開催されました。単なる食資源の確保ではないカツオ漁を絶やさぬよう、取り組みの強化が必要です。カツオの水揚げ誘致として引き続きカツオ水揚げ促進事業補助金や佐賀漁港活餌事業補助金に取り組むとともに、債務負担行為により平成 31 年度から翌年度へまたがった取り組みとなりますが、カツオ船への新規雇用対策としてカツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業を計画しております。

沿岸漁業対策では、イセエビ漁場の造成のための投石魚礁設置工事や、アカアマダイやナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金なども計上致しております。また、平成 30 年度に引き続き、新たな漁法や漁具などを先駆的に導入する場合に支援する新漁業等挑戦促進事業補助金も行うことと致しております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町は四万十市と四万十町の東西 2 つの商業圏に挟まれることにより、消費活動が町外へ流出を致しております。また、少子高齢化と人口減少は住民の消費額総額を減少させております。このような背景もあり、町内商店の維持存続が危ぶまれる状況となっております。

商業の将来増を描くため町内の調査を行ってきたところではありますが、まだ総合的な政策立案にまでは至っておりません。引き続き、地域商品券発行委員会補助金などにより町内消費を誘発しながら新たな施策の展開を図ってまいります。

また、平成 31 年は 10 月に消費税率が改正されることとなっております。消費者の負担緩和と景気対策のためのプレミアム付き商品券補助金も予算計上を致しました。

事業者に対しましては、平成 29 年度より開始致しました中小企業融資保証料補給や中小企業等融資利子補給などとともに、経営支援会議を通じて事業者への支援を引き続き行っていくことと致しております。

また、高規格道路延伸に伴う起終点効果を見越し、佐賀道の駅の施設増強も検討致しているところです。まずは駐車場拡幅から取り組んでいくことと致しております。

次に、観光振興について申し上げます。

本町が所有致します大方球場や県施設のサッカー場やテニスコート、民間施設のゴルフ場などを観光資源として行ってまいりましたスポーツツーリズム誘致の取り組みは大きな成果を挙げ、スポーツツーリズムによる宿泊数は平成23年度の357人から、平成29年度では1万1,821人と、33倍もの伸びとなりました。引き続き誘致の拡大を図るため、スポーツ活用型地域づくり事業委託やスポーツ合宿支援助成業務委託を予算計上致しております。また、新規事業として黒潮町観光推進業務委託や、黒潮町DMO推進業務委託により観光ネットワークや県内初のDMO登録法人となりましたNPO法人砂浜美術館と連携し、観光振興を行政だけでなく関連団体を含めた町総体で推進していくことと致しております。

平成30年度予算で作成を致しました観光基本構想に基づき、町内から宿泊客の流出を防ぐため、公設宿泊施設の建設を行うことと致しました。宿泊施設の形態により町内でのすみ分けを行いながら、観光客の取り込みを図ってまいります。

次に、新しい人の流れをつくるから、移住の促進について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示しました2060年に人口6,800人を維持するためには、外部から人を呼び込むことにより、人口の社会減を徐々に減らしながら流出入の均衡を図っていく必要があります。高知県の公表しております高知県推計人口によれば、震災前過疎と呼ばれました平成25年度の社会減104人から、平成29年度では社会減52人と、半数まで減少致しております。これは、移住の促進や生活に密接した行政施策の充実などの成果が表れたものと考えます。目標に向けて、引き続いての施策の強化が必要です。

移住を促進していくためには黒潮町を知ってもらうことが重要です。移住相談会の参加回数や参加個所を増やすことにより、移住希望者に対するPRを強めることはもとより、SNSを活用した町の広報活動やホームページのスマートフォン対応化などにより、今の時代に即した情報発信を行うための予算計上を致しました。

また、定住に向けては住宅環境の整備も必要です。平成31年度は、老朽化した大方地域にある町営住宅の高台への移転に係る造成費用や、佐賀地域にある町営住宅の浄化槽改修費用などを計上致しております。

また、町内にあります空き家を有効活用するための定住促進住宅整備事業につきましては、平成31年度も15件のリフォーム費用を予算化致しました。空き家の解消によって、地域力や防災力の強化が図られるものと考えております。

東京一極集中を解消するため、東京圏から移住し就業や起業をされる方を支援する制度が国により導入されます。本町におきましても、国と歩調を合わせ事業実施のための予算計上を行っております。

次に、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶えるから、妊娠・出産および子どもの健康のための環境整備について申し上げます。

厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計の概況によりますと、平成20年から平成24年の平均合計特殊出生率は、全国1.38、高知県1.4、黒潮町1.43となっております。本町は県の数値を上回っておりますが、市町村比較で見ますと34市町村中15番目に低い出生率となっております。このことは、今後の施策の展開により大幅な上昇の余地があるということでもあります。引き続き、出会いの場創出の交流イベントを実施することと致しております。

また、経済的要因や医学的要因により出産数が低下しているともいわれています。そこで、不妊治療に取り組む方を応援する不妊治療補助金を引き続き行うことと致しております。出生後から義務教育終了まで医療費を無償とする乳幼児医療費助成や、義務教育期間の医療費助成も引き続き実施をしてまいります。

次に、子育て支援策の充実について申し上げます。

社会状況が変化し、地域で子どもを見守ることができにくくなっている現在において、行政の取り組む範囲

も拡大をしつつあります。また、高知県のように共働き率の高い地域におきましては保育行政の重要性は高く、子育て支援が生活支援にもつながります。引き続き、町内4園体制を維持しながら0歳児保育の実施や延長保育の実施を行ってまいります。

教育行政の視点からも放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもたちの居場所づくりを行ってまいります。

そのほかにも、在宅で子育てをされる方を支援する在宅子育て応援事業補助金も引き続き計上させていただきました。

平成30年9月より、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置しました。児童福祉に係る多様化した課題に対応するため、関係機関と連携を密にしながら取り組みを進めてまいります。

次に、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するから、小さな拠点の形成について申し上げます。

人口減少が進み、地域コミュニティの弱体化がいわれております。コミュニティの弱体化は、町の賑わいが失われることにもつながっていきます。行政が全てを補っていくことは不可能であり、地域や集落単位で互いに支え合いながら安心して暮らしていける仕組みづくりが必要です。

本町では県の施策と連動し、集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所へ設置してまいりました。平成31年度につきましても、各施設の運営費用を計上致しております。

また、町内6ブロック構想に基づき、平成31年度は新たに三浦地区にあったかふれあいセンターを設置することと致しております。

高齢化が進む中で、中山間地域を中心として交通弱者が増加することが予想されます。その解消として、平成30年度中に市街地交通の整備や山間部への路線のデマンド化を実施することと致しておりました。しかしながら、事業所との調整がつかず先延ばしをせざるを得ない状況が発生を致しております。引き続き、人員確保等調整を続けながら早期実現に向け取り組んでまいります。

次に、健康的な生活の推進について申し上げます。

平均寿命が延び、人生100年時代といわれている中で、健康寿命をどのように延ばしていくかは大きな課題の一つです。

病気には早期発見早期治療が重要であり、そのためにも各種健診事業に取り組んでいく必要があります。国民健康保険事業特別会計で行っております特定健診の受診率は、平成25年度の37.0パーセントから平成29年度には43.8パーセントまで上昇を致しました。引き続き電話連絡や広報などの啓発活動により、受診率向上の取り組みを進めてまいります。

平成30年度より、20歳代、30歳代の国保加入者の特定健診を無料とする若者健康診査を開始致しました。検診結果によって病院へつながれる方も現れるなどの成果も出ており、平成31年度も引き続き実施予算を計上致しました。

がん検診につきましては、胃がん検診の内容を拡充し、個別検診による胃カメラの検診を予定しております。

自分の健康について、無根拠な自信を持たず健診を受けていただくことがまず第一歩となります。健康づくり推進員の皆さまと協力しながら、健診受診の向上の取り組みを進めてまいります。

また、介護保険事業特別会計の中で行っている通所型短期集中運動機能向上サービスにつきましては、効果が顕著に表れているため、町内1個所から2個所へ拡充し行うことを予定しております。

次に、地域ぐるみによる安全・安心のまちづくりについて申し上げます。

本町の津波防災に対する取り組みは全国的にも高い評価を受けております。また、行政ばかりでなく、各地

区に対しましても県内外の自治組織や大学等研究機関の視察、各種メディアの取材が訪れています。このように注目を集めることは地域の活性化にもつながっており、平成24年3月31日の南海トラフ地震の津波新想定が公表される以前よりも地域力は一部向上しているものと考えております。

地区の防災の取り組みを発表する黒潮町地区防災計画シンポジウムは、平成31年度で5回目を数えることとなります。それぞれの特色ある取り組みを発表し合うことで、今までどのようなことをやってきたのかを整理することになり、他地区の取り組みに学びながら、それぞれの地区が次のステップへと進んでいっております。これこそが私たちが望んでいた姿であり、全国に誇る地域おこしの在り方であると考えます。しかしながら、地域の取り組みや課題の整理につきましては、もう少し専門機関の助けも必要であります。引き続き、地区防災計画作成共同研究委託により大学に助言をいただくことと致しております。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項について申し上げます。

まず、福祉基本計画について申し上げます。

全国の市町村で導入が進められております地域包括ケアシステムにつきまして、本町においても構築を図っていかねばなりません。あったかふれあいセンターを中心に保健、予防の取り組みを強化、充実させ、健康寿命を延伸することで住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく黒潮町版地域包括ケアシステムを構築してまいります。

その一環として、平成30年度よりあったかふれあいセンターに医師を派遣していただき、医療行為とならない範囲で健康相談を受けられる仕組みを導入致しました。内容などの若干の変更を行いながら、平成31年度も実施することと致しております。

次に、教育基本計画について申し上げます。

平成29年2月、第1期黒潮町教育振興基本計画の中間見直しを行いました。基本計画では、基本目標を就学前教育の充実、生きる力の確実な育成、命の教育を基本に、社会に貢献する児童生徒の育成、教職員の資質、指導力の向上、チーム学校の構築、食育教育の推進、未来を保障する教育の確立、豊かな人権文化の創造、社会教育の充実、学校と地域の連携、協働、文化の振興、青少年健全育成活動の推進、国際化社会への対応としており、その基本計画に基づき各種施策を展開しているところです。

平成30年度より、地域に誇りと愛着を持ち、それを継承し発展させることができる人材を育成するために、ふるさと・キャリア教育を開始致しました。平成31年度につきましては保、小、中、高が連携をしておける教育祭の開催を予定しております。

次に、防災基本計画について申し上げます。

防災対策につきましては、黒潮町地域防災計画に基づきながらこれまで事業を進めてまいりました。計画しておりました避難タワーや避難路の整備はほぼ完了し、施設整備につきましては一応のめどがついたところです。今後は、地域との協力により、ソフト面の充実を図りながら次のステップへ進んでいく必要があります。

本町では津波防災だけでなく、山林面積が広いため山津波と呼ばれる土砂災害に対する取り組みも大変重要です。平成30年度は馬荷地区、大方橋川地区、御坊畑地区の3地区からなるかきせ地区をモデル地区とし、土砂災害のワークショップを行ってまいりました。平成31年度につきましても、このワークショップで得られた知見を基に町内4エリアでのワークショップを行うことと致しております。

また、例年実施しております職員防災訓練につきましては、実効性と即応性を高めるため、宮城県東松島市さまのご協力を得て実施していくことと致しております。

2019年4月30日をもって平成の世が終わります。元号が変わるからといって世の営みが変わるわけではございませんが、一つの時代の区切りを迎えることに変わりはありません。平成はバブル崩壊から失われた20

年と呼ばれる低成長期に入り、少子高齢化による超高齢化社会と人口減少社会の到来や、東日本大震災を筆頭とした大規模災害の多発など、将来不安を駆り立てられる時代でした。しかしながら、国際平和協力活動以外で戦争に係ることもなく太平を謳歌（おうか）した時代でもありました。

政府は、ソサエティー1.0と呼ばれる狩猟社会から、ソサエティー2.0と呼ばれる農耕社会、ソサエティー3.0と呼ばれる工業社会、ソサエティー4.0と呼ばれる情報化社会の次の社会として、ソサエティー5.0を提唱致しております。ソサエティー5.0とは、デジタル革命により、社会の在りようを変え課題を解決していこうというものであり、実現にはIoTやビッグデータ、人工知能などが活用されることとなっております。これらは全て手段の変更であり、私たちの目的が変わるものではありません。新しい時代を迎えますが、引き続き住民福祉を追求し、体温を感じる行政施策を展開してまいります。

肉付け予算後の金額を当初予算として考えますと、平成26年度以降6年連続で一般会計当初予算が100億円を超えました。予算額の多寡は行政サービスの量の大小であり、質の高低ではありません。時代の変化に対応しながら行政サービスの質を日々高めていくことが、私たちに課せられた使命であると考えます。

最後になりますが、黒潮町のさらなる発展に向けて、議員各位をはじめ、町民の皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の平成31年度の施政方針と致します。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番宮川徳光君、7番小永正裕君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月19日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第52号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第84号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、平成31年3月第29回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第52号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第84号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでの33議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の制定が1件、条例の一部改正が11件、平成30年度補正予算が5件、平成31年度当初予算が13件、指定管理者の指定が3件となっております。

それではまず、議案第52号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で各課の業務量の調整を行うとともに、管理職等の職責のバランスを図りながら、庁内全体の均衡を図るため、これまで課長の兼任で対応しておりました住民課と税務課を統合し、住民課にとする条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 53 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、人事院勧告により黒潮町一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い整合性を図るため、黒潮町議会の議員に対する期末手当の率を改正するもので、一般職の職員の期末手当と同様に 6 月支給分と 12 月支給分を同率とし、平準化するための条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 54 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、人事院勧告により黒潮町一般職の職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い整合性を図るため、黒潮町長等の特別職に対する期末手当の率を改正するもので、一般職の職員の期末手当と同様に 6 月支給分と 12 月支給分を同率とし、平準化するための条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 55 号、黒潮町職員の降給に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、職員の降任等の規定が整理されたことに伴い、新たに条例を制定する必要性が生じたために条例を制定するものでございます。

次に、議案第 56 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、農業委員会等に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、本年度より、農地利用最適化交付金の活用により能率給を支給することとなったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 57 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、町単独事業における農道、水路等の新設改良、および災害復旧に係る受益者分担金について、事業費の 25 パーセントから 10 パーセントに減額をするものでございます。

次に、議案第 58 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 1 月 30 日に交付され、災害援護資金の貸付について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 59 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、がん検診およびインフルエンザの自己負担金額について、地方自治法第 228 条第 1 項により条例で定められるものとされており、分担金、使用料、加入金および手数料のいずれにも該当しないことが判明したため、黒潮町インフルエンザ予防接種自己負担金徴収規則および黒潮町健康診査等の実施に関する規則を制定することに伴い、条例から削る改正をするものでございます。

次に、議案第 60 号、黒潮町国民健康保険高額療養費の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、国保制度改革に伴い、平成 30 年 4 月 1 日付で保険者の規定が市町村から都道府県は当該都道府県内の市町村とともにに変更となったことにより、被保険者の規定も市町村の区域内に住所

を有する者から都道府県に住所を有する者に変更となったため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 61 号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、その目的、および課税免除の要件について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 63 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律により、本年 4 月から専門職大学が創設されること、ならびに技術士法施行規則が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 64 号、平成 30 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 5 億 3,295 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 97 億 9,594 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、それぞれの事業の入札減や、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の総務費では、ふるさと納税寄附金につきまして、返礼割合を 50 パーセントから 30 パーセントに変更したことにより、寄付金謝礼費用を 4,000 万円減額。また、集会所などの公共施設の耐震補強事業の組み替えなどによる減額をさせていただいております。

民生費では、老人福祉費の各事業の決算見込みにより 1,728 万 9,000 円の減額となっております。

衛生費では、医師の給与等について調整し、3,269 万 4,000 円の国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っております。

また、農林水産業費は、各種事業の精算により 2,427 万 7,000 円の減額となっております。

土木費は、社会資本整備事業において、国庫補助金の配分の減額や入札減などにより 2 億 978 万 1,000 円の減額となっております。

教育費は、工事関係の入札減や、事業および補助、給付費等の決算見込みによる精算と不用額の調整を行っており、152 万 9,000 円の減額となっております。

災害復旧費は、農業用施設災害復旧工事の増により 3,334 万 1,000 円の増額となっております。

これらに対する歳入は、分担金および国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより減額補正とし、財政調整基金および減債基金などにおいて収支の調整を行っております。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、18 事業、総額 8 億 920 万 2,000 円とさせていただいております。

次に、議案第 65 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 2,694 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 9,646 万 3,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込みによる人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 66 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から、歳入歳出それぞれ 82 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 19 億 3,625 万 2,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、保険基盤安定繰入金の増などによるものでございます。

次に、議案第 67 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 2,514 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 120 万 1,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績から介護保険給付費等の見込み額が確定したことによるものでございます。

次に、議案第 68 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3,187 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,295 万 4,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る経費等について調整を行ったものでございます。

次に、議案第 69 号、平成 31 年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

平成 31 年度の予算編成に当たりましては、基本方針および黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくとともに、一次産業の新規就業者の拡大と所得向上の取り組み、町外への消費活動流出防止の取り組み、移住者支援施策の着実な実行、切れ目のない子育て支援、健康寿命延伸の取り組み、小さな拠点を活用した地域コミュニティ力向上の取り組み、ソフト面を中心とした防災対策の充実、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実の 8 点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう計上を行ってきたところでございます。

昨年度は、町長選挙を考慮し骨格予算と致しておりましたので、これからご説明させていただきます前年度比較は肉付け予算である 6 月議会後の予算と比較しております。

まず、収支の状況の概略を説明させていただきます。

平成 31 年度一般会計当初予算は 102 億 8,000 万円で、前年度比 1.5 パーセント、1 億 5,106 万 1,000 円の増額となっており、平成 18 年の市町村合併以降、4 番目の規模の大型予算の計上となりました。これに国民健康保険事業特別会計等の 11 の特別会計予算を加え、重複分を除いた純合計予算は 137 億 2,749 万 3,000 円で、前年度比 1.4 パーセント、1 億 8,452 万円の増となりました。

一般会計の歳入では、自主財源は町税 8 億 5,731 万 9,000 円、繰入金 11 億 4,169 万 6,000 円など、28 億 8,381 万 7,000 円を見込み、依存財源は地方交付税 39 億円、国庫支出金 8 億 4,232 万 6,000 円、県支出金 10 億 4,274 万 8,000 円など、73 億 9,618 万 3,000 円を見込んでおります。

また、国の税制改正に伴い、新たに森林環境譲与税 1,100 万円、環境性能割交付金 200 万 9,000 円を計上致しました。

町債は 13 億 980 万円で、そのうち過疎対策事業債は 9 億 7,980 万円、旧合併特例事業債は 1 億 5,700 万円、緊急防災・減災事業債は 1,640 万円、赤字地方債であります臨時財政対策債は 1 億 4,500 万円などを計画しております。

繰入金は、普通建設事業の財源として施設等整備基金から 1 億 1,100 万円と、新しいまちづくり基金から 6,250 万円、防災対策事業の公債費償還分の財源として防災対策加速化基金から 1 億 3,181 万 4,000 円、ふるさと納税寄附金を原資とするふるさと納税基金から 3 億円、公債費償還のために減債基金から 1 億円、財源不足を補うための財政調整基金から 4 億 2,891 万 7,000 円などの繰入を予定しております。

歳出は、義務的経費が人件費 15 億 3,208 万 9,000 円、公債費 13 億 6,223 万 8,000 円、扶助費 5 億 9,749 万円など、34 億 9,181 万 7,000 円を計画し、投資的経費は普通建設事業費 20 億 8,239 万 2,000 円など、21 億 3,175

万8,000円を予算計上致しております。

なお、平成30年度決算に基づく実質公債費比率は7.2パーセントの見込みであり、平成31年度末の一般会計に属する地方債残高は135億4,867万2,000円の見込みであります。

続きまして、8点の重点項目の具体的事業について説明させていただきます。

1つ目の一次産業の新規就業者の拡大と所得向上の取り組みにつきましては、農林水産業を主体とした所得向上の取り組みは、関連産業への波及効果も高く、重要な政策課題の一つです。また、産業従事者の高齢化による担い手の確保対策は喫緊の課題であり、本町の10年先を見据えた取り組みの強化を図っていく必要があります。

農業部門では引き続き、新規就農支援事業1,122万5,000円や農業次世代人材投資資金経営開始型2,400万円などにより就農支援を行うとともに、園芸用ハウス整備事業7,062万5,000円や施設レモン産地化支援事業405万円などにより所得向上の取り組みを支援してまいります。

水産部門では、新規漁業就業者支援事業477万1,000円による就漁支援を継続するとともに、新漁業等挑戦促進事業405万円や投石漁礁設置事業1,485万円などによる漁獲高向上の取り組みを行っていくことと致しております。

また、債務負担行為により年度をまたいでの実施となりますが、カツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業により町内カツオ船団の雇用者確保に対する支援を実施することと致してしております。

2つ目の町外への消費活動流出防止の取り組みにつきましては、本町は四万十市と四万十町の2つの商業圏に囲まれていることにより、消費活動の町外流出が引き起こされています。そのことが小売店の廃業へとつながり、地域生活を維持する上で必要なライフラインの一部が地域から欠落しようとしています。小売店機能を維持していくためには新たな仕組みづくりが必要です。その一環として、集落活動センターを活用しているところであり、引き続き集落活動センター事業を積極的に取り組んでいくことと致しております。

また、本町では近年スポーツツーリズムなどを通じ、入込客数および宿泊者数が大幅に増加を致しております。しかしながら、町内の既存宿泊施設の収容人数の制限や形態などにより、宿泊者とのマッチングがうまくいかず、近隣市町村へ流出している状況が一部にあります。そのため、観光基本構想に関する宿泊施設建設事業として4億6,200万円を計上し、公設の宿泊施設を建設することで顧客の町外流出に歯止めをかけることを計画しております。

3つ目に、移住者支援施策の着実な実行であります。人口減少対策として、人口の社会増の取り組みは必要不可欠です。そのため住環境の整備として、定住促進住宅整備事業1億3,986万円を引き続き計上し、移住者の住居として15戸の改修を予定しております。また、国の施策として新たに東京23区より移住し就業や起業する方を対象とした助成制度が開始されます。本町におきましても国と歩調を合わせ施策を推進していくために、地方創生移住支援事業補助金300万円を計上致しております。

4つ目に、切れ目のない子育て支援につきましては、乳幼児期の家庭での保育支援のために在宅子育て応援事業補助金2,391万円を引き続き計上致しております。また、乳幼児医療助成事業1,152万円や小中学生医療助成事業1,674万円などにより、子育てを医療面から支援をしてまいります。

また、平成30年9月に立ち上げました子育て世代包括支援センターや子育て包括相談員などにより、子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

5つ目に、健康寿命延伸の取り組みにつきましては、少子高齢化が進み高齢世帯が増える中、健康寿命を伸ばしアクティブシニアを増加させることは、地域を支えコミュニティを維持していくためにも必要不可欠なこととなっております。そのためにも、引き続き小さな拠点医療等相談事業148万8,000円を計上し、医師に

よる相談事業を実施することと致しております。

また、介護保険事業では通所型短期集中運動機能向上サービス事業 97 万 3,000 円により介護予防に取り組むとともに、国民健康保険事業では平成 30 年度に引き続き若者健康診査 47 万円を計上し、早期発見早期治療により若年層からの健康対策に取り組んでまいります。

6 つ目に、小さな拠点を活用した地域コミュニティ力向上の取り組みにつきましては、これまで地域コミュニティの核として集落活動センターとあったかふれあいセンターを町内各地へ整備し、地域の主体性に先導されながら運営を行ってきたところです。平成 31 年度につきましても、4 カ所の集落活動センター運営経費として 1,799 万 5,000 円を計上致しました。

また、あったかふれあいセンター事業委託として 4,200 万円を計上しており、町内 5 カ所目のあったかふれあいセンターを三浦地区で開設する予定です。

7 つ目に、ソフト面を中心とした防災対策の充実につきましては、地震津波防災に対するハード整備がほぼ終了し、今後の防災対策はソフト面を中心とし、その充実を図っていく必要があります。ソフト事業は住民の皆さま方と共同した取り組みが重要であり、地域ごとに特色を持ちながら個別に進めていく必要があります。引き続き、地区防災計画作成共同研究委託 423 万 5,000 円を実施し、京都大学にご協力をいただきながら地域活動を強化していくことと致しております。

また、台風被害を多く受け、急傾斜地が多い本町におきまして土砂災害対策も喫緊の課題です。引き続き土砂災害対策支援業務委託 721 万 5,000 円を計上し、平成 31 年度には町内 4 つのエリアで取り組んでいくことと致しております。

8 つ目に、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実についてでございます。次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性と高い能力を身に着けるためには学校教育の充実は欠かすことはできません。そこで、基礎学力の向上を図るため学校支援員配置事業として、小学校 1,543 万 9,000 円、中学校 386 万円を引き続き予算計上致しました。

また、ふるさとを愛し地域に貢献意識を持てる子どもたちの育成を目指した、ふるさと・キャリア教育に 450 万 4,000 円を計上致しております。

そのほかにも、地籍調査事業 1 億 8,125 万 3,000 円、ふるさと納税関連経費 1 億 8,747 万 6,000 円、黒潮町議会議員選挙 1,502 万 7,000 円、地域共生社会包括的支援体制構築事業委託 2,620 万円、国民健康保険事業法定外繰出金 6,000 万円、新たな森林管理システム調査委託 850 万円、プレミアム付商品券事業 9,850 万円、黒潮町観光推進業務委託 1,258 万 3,000 円、黒潮町 DMO 推進業務委託 439 万 9,000 円、道路改良事業 3 億 8,713 万 1,000 円、都市防災総合推進事業 9,200 万円、公営住宅移転事業 5,100 万円、木造住宅耐震事業 2 億 3,178 万 9,000 円などを計上させていただきました。

本町の平成 31 年度歳入予算のうち、地方交付税の占める割合は 37.9 パーセントとなっています。依然として地方交付税に依存した財政運営を行わざるを得ません。そのような中、限りある財源を有効に活用するために、住民、議会、行政および関係機関が一体となり、行政サービスの質の向上と住民福祉の増大に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、議案第 70 号、平成 31 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 300 万 5,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 30 万 6,000 円、率にして、9.2 パーセントの減となっております。

この減額の要因は、公債費および貸付金の償還が進んできたことによるものでございます。

次に、議案第 71 号、平成 31 年度黒潮町宮川奨学資金貸付特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,944 万 2,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 104 万円、率にして、5.6 パーセントの増となっております。

この増額の要因は、貸付金戻入増に伴う基金積立金の増によるものでございます。

次に、議案第 72 号、平成 31 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 15 億 6,060 万 1,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 280 万円、率にして約 0.2 パーセントの減となっております。昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 73 号、平成 31 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 8,487 万 3,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 3,935 万 5,000 円、率にして 2.0 パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、国民健康保険事業納付金が医療費の伸びにより増額となるものの、財政調整基金積立金が平成 30 年度決算見込による減額によるものでございます。

新制度移行の 2 年目となりますが、被保険者数の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見直しにおきましても大変厳しくなる可能性があり、昨年度に引き続き、事業運営支援として一般会計から 6,000 万円の法定外繰入を行うこととさせていただきました。

次に、議案第 74 号、平成 31 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 17 億 501 万 3,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 4,627 万 8,000 円、率にして 2.8 パーセントの増となっております。

この増額の主な要因は、保険給付費が前年度の実績見込み額と併せて、10 月からの消費税率のアップ分も計上しており増額となっております。

次に、議案第 75 号、平成 31 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,801 万 6,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 73 万 3,000 円、率にして 4.2 パーセントの増となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 76 号、平成 31 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 8,438 万 1,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 67 万 9,000 円、率にして 0.8 パーセント減となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 77 号、平成 31 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 931 万 6,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 826 万 9,000 円、率にして 4.1 パーセントの増となっております。

この増額の主な要因は、担当職員の人件費の計上と、後期高齢者医療広域連合納付金などの増によるものでございます。

次に、議案第 78 号、平成 31 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 3,769 万 6,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 17 万 5,000 円、率にして 0.5 パーセントの増となり、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 79 号、平成 31 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 540 万 8,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 4 万 5,000 円、率にして 0.8 パーセントの増となり、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 80 号、平成 31 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 7,435 万 7,000 円とするものでございます。
前年度比では、金額にして 5 万 8,000 円、率にして 0.02 パーセントの減となっております。昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 81 号、平成 31 年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。
この予算につきましては、収益的収入および支出である第 3 条予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 6,685 万円とするものでございます。

資本的収入および支出であります第 4 条予算の施設の整備、改良と致しましては、昨年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管の更新および耐震化と、国道 56 号大方改良事業に合わせて行う、上水道基幹配水管の布設工事でございます。

次に、議案第 82 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。
幡多郡黒潮町佐賀字上灘山 3206 番 2 の黒潮町畜産団地施設につきましては、代表者も若い後継者と引き継ぎ、若年層の組合員の育成もしており、地域貢献も期待できることから、指定管理者候補として適当であると判断したので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、指定管理者候補として、幡多郡黒潮町佐賀字上灘山 3206 番 2、佐賀町横浜生産農業組合、代表者村越竜馬を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 83 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2 の黒潮町地域特産品処理加工施設につきましては、これまでも指定管理者としての実績もあり、産業振興と地域貢献、地域雇用の目的も達成してきており、指定管理者候補として適当であると判断したので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、指定管理者候補として幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2、株式会社黒潮町缶詰製作所、代表取締役大西勝也を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

最後に、議案第 84 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

幡多郡黒潮町黒潮 1 番地 11 の黒潮町立水産関係等共同作業場につきましては、これまでも指定管理者としての実績もあり、産業振興、地域雇用に基本として施設の適正な管理運営を行っており、定管理者候補として適当であると判断したので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、幡多郡黒潮町黒潮 1 番地、株式会社明神食品、代表取締役西坂法彦を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

説明は以上でございますが、議会最終日に、農業委員会の委員の選任 14 件、教育委員会の委員の選任 1 件、

計 15 議案を追加させていただき予定となっておりますので、併せてよろしくお願ひ致します。

この後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

説明の途中ですが、この際、10 時 30 分まで休憩します。

休 憩 10 時 15 分

再 開 10 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは議案第 52 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を致します。議案書は 2 ページ、そして条例案につきましては 3 ページとなっております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 1 ページから 3 ページとなりますのでご参照をお願いしたいというように思います。

この条例の改正につきましては、近年の事務量の増加に伴いまして、限られた人員の中で効率化を図り各課の業務量等の均衡を図るとともに、管理職等の職責のバランスを図りながら町内全体の均衡を図るために、住民課と税務課を統合致しまして住民課とするものでございます。

詳細につきまして新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 1 ページをお開きください。

1 ページの第 1 条の課の設置におきまして、左側が現行となっております。エの税務課を削ることによりまして、改正後はエを住民課と致しまして以下繰り上がるものでございます。

また、第 2 条の分掌事務におきましても、税務課のアからエを改正後の、2 ページは下段から 3 ページの上段になりますが、住民課の分掌事務としてスからタに追加をするものでございます。

また、第 2 条におきましても、第 4 号の税務課を削ることによりまして各号が繰り上がることとなっております。

平成 30 年の 5 月からこれまで、課長の兼任で対応してまいりました税務課と住民課を統合致しまして住民課とする改正案となっております。

簡単でございますが補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第 53 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を致します。議案書は 4 ページ、条例案は 5 ページとなっております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 4 ページとなりますのでご参照いただきたいと思います。

この条例の改正につきましては、昨年的人事院勧告により改正されました黒潮町一般職の職員の給与に関する条例との整合性を図るために、黒潮町議会の議員に対する期末手当の率を改正するものでございます。

一般職の職員の期末手当と同様に、6 月支給分と 12 月支給分を同率としまして平準化をするものでございます。

詳細につきまして新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の 4 ページをお開きください。

4 ページの左側、現行では、第 2 条第 2 項の下線部分につきまして、6 月に支給する場合は 100 分の 140、12 月の場合は 100 分の 155 としていたものを、右側が改正後でございますが、100 分の 147.5 とするもので、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の規定と同様に、6 月、12 月支給とも同率で支給されるものというふうになります。

なお、施行につきましては一般職の職員の給与に関する条例と同様、平成31年4月1日より施行するものとなっております。

簡単でございますが、補足説明と致します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第54号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を致します。議案書は6ページです。条例案は7ページとなっております。

この条例の改正につきましても、先ほどの議案第53号と同様、昨年の人事院勧告によりまして改正をされた黒潮町一般職の職員の給与に関する条例との整合性を図るために、黒潮町長等の特別職の職員の期末手当の率を改正するものでございます。

一般職の職員の期末手当と同様に、6月支給分と12月支給分を同率として平準化をするものでございます。

詳細につきまして新旧対照表でご説明をさせていただきます。参考資料の5ページとなっております。

5ページの現行では、第4条期末手当の下線部分につきまして、6月に支給する場合は100分の140、12月の場合は100分の155としていたものを、改正後では100分の147.5とするもので、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の規定と同様に、6月、12月支給とも同率で支給されるものとなります。

この改正案につきましても、一般職の職員の給与に関する条例と同様、平成31年4月1日より施行するものとなっております。

簡単でございますが、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第55号、黒潮町職員の降給に関する条例の制定につきまして補足説明を致します。議案書は8ページとなります。条例案につきましては9ページ、10ページとなっております。ご参照をいただきたいというふうに思います。

この条例の制定につきましては、地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布をされております。能力および実績に基づく人事管理の徹底がうたわれまして、人事評価制度の導入とともに分限事由の明確化が示されております。

町としましては、人事評価システムの構築を図りまして28年度より実施をしておりますが、この分限事由に関する制度ができてございませんでした。今回、規律の方が整理をされましたので、条例の制定をするものでございます。

詳細につきまして条例案に基づき説明をさせていただきますので、9ページをご覧ください。

まず、目的を定めております第1条につきましては、地方公務員法第27条第2項および第28条第3項の規定に基づきまして、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする、というふうにしてございます。

次に、第2条におきましては、降給の種類としまして職務の給を下位の職務の給に変更する降格と、職員の合給を同一の職務の給の下位の合給に変更する降号の2種類としてございます。

第3条の降格の事由につきましては、第1号におきまして5の細分において具体的に規定をしております。

要約しますと、アでは能力評価は業績評価の全体評語が最下位の段階である場合、その他勤務実績が良くないと認められる場合であって、指導などを行ったにもかかわらず改善をされず、職務の給に分類されている職務を遂行することが困難である場合などとしております。

イでは、医師2名によって心身に故障があると診断され、これにより職務の遂行に支障がある場合などを規定し。

ウにおきましては、職務の給に分類されている職務を遂行するための的確性を欠くと認められ、指導などを行ったにもかかわらず的確性を欠く状態が改善されない場合などについて、降格の事由としてございます。

また、10 ページの第 4 条降号の事由におきましては、定期評価の絶対評語が最下位の段階である場合、その他勤務実績が良くないと認められる場合であって、指導などを行ったにもかかわらず改善されない場合などにおきまして、必要があると認められるときは降号するものとするとしてございます。

そのほかには、5 条で通知証の交付を定め、第 6 条では受診命令に従う義務や、第 7 条で委任を定めるものとなつてございます。

簡単でございますが、補足説明を終わります。

一括して補足説明をさせていただきました議案 52 号から 55 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第 56 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 11 ページ、12 ページ。また、参考資料は 6 ページ、7 ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、農業委員会等に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日より改正され、その中で農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられ、国が新制度に移行した農業委員会に対し積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金により支援することとしております。

この農地利用の最適化の推進に関する事務は、活動実績と成果実績に応じた 2 つの区分に分類をされております。

活動実績に応じた交付金は、農地利用の最適化に向けた活動を実施することとしており、具体的には、担い手への農地集積への推進活動や遊休農地の発生防止活動などとなっております。

また、成果実績に応じた交付金は、活動実績により成果を挙げた事項について、評価指標に基づき支給することとしております。

別表中、改正後の右側にあります能率料は基本給に上乘せをするもので、この 2 つの交付金の満額算定額を合計した年額を上限とし、55 万 7,334 円以内としております。

平成 31 年度当初予算の歳出の委員報酬には、この能率給に当たる部分を全体で 229 万 6,000 円、1 人当たり年額 10 万 9,300 円を含んで計上しております。

全額が国の補助金となるため、歳入には同額の 229 万 6,000 円を計上しております。

また、第 4 条第 3 項にただし書きを加えて、能率給の支給方法を当該年度を 3 月 31 日までに一括して支給することとしております。

以上、ご審議をよろしくお願いを致します。

続きまして、議案第 57 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の方は 13 ページ、14 ページ。また、参考資料は 8 ページ、9 ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、町単独事業における農道、水路等の新設改良および災害復旧に係る受益者負担金について、現行では事業費の 25 パーセントとしているものを、改正後は事業費の 10 パーセントに減額を行うものです。

また、適用の範囲を、現行では農道、水路等の公益的施設としているものを、改正後は、農道、水路等の農業用施設に改めることにより、受益者が複数でない農道や水路等についても適用とするものです。

この一部改正により、町内の農道や水路等の老朽化が進んでいる現状におきまして、維持、管理、災害復旧

に伴う農家負担を少しでも軽減することができ、将来にわたって農業生産活動の維持、進行を図っていくものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは議案第58号、議案第59号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第58号の黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は15ページから16ページまでとなります。

改正理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布され、災害援護資金の貸し付けについては市町村が、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して一定の貸付条件の下で貸し付けを行うことができる制度となっていることに伴い、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の10ページをお開きください。

第14条では、現行は利率を規定しており、据置期間経過後の利率を、延滞の場合を除き年3パーセントとしておりましたが、改正後は利率および保証人を規定し、第1項では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができるものとするものです。

第2項では、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合には据置期間経過後の利率を、延滞の場合を除き年1パーセントとするものです。

第3項では、保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとして、その保証債務は違約金を包含するものです。

第15条は償還等を規定しており、第1項では月賦償還による償還方法を追加するものです。

第3項では、第14条第1項に伴い、保証人を削り、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令に伴い適用条項の修正をするものです。

附則第1項では、施行期日を平成31年4月1日からとしています。

第2項目では、計画地を定めています。

以上で、議案第58号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第59号の黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書17ページから18ページとなります。

改正理由は、健康診査のうち、がん検診およびインフルエンザの自己負担金について黒潮町手数料条例の中に規定されていましたが、事務手数料ではなく自己負担金であること、そしてインフルエンザについては、予防接種法第5条第1項の規定に基づき市町村が実施するものとなっています。

健康診査等については、健康増進法第19条の2により市町村が実施に努めるものと努力義務とされており、市町村長の権限に属する事項として、地方自治法第15条第1項の規定により規則で定めることが可能な業務となっています。

また、地方自治法第228条第1項により、条例で定めるものとされている分担金、使用料、加入金および手数料のいずれにも該当しないことから、黒潮町インフルエンザ予防接種自己負担金徴収規則および黒潮町健康診査等の実施に関する規則を制定することに伴い、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

それでは、この条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の11ページをお開きください。

別表の健康診査等の項を削るものです。附則により、施行期日を平成31年4月1日からとしています。

以上で、議案第59号の補足説明を終わります。議案第58号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは議案第60号、黒潮町国民健康保険高額療養費の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は19、20ページ、参考資料は12ページになります。

改正理由は、国保制度改革に伴い、平成30年4月1日付で保険者の規定が市町村から、都道府県は当該都道府県内の市町村とともに変更になったことにより、被保険者の規定も市町村の区域内に住所を有する者から、都道府県に住所を有する者に変更となったため、黒潮町国民健康保険高額療養費の貸し付けに関する条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について参考資料の新旧対照表でご説明を致します。参考資料の12ページをご覧ください。

第1条の改正についてですが、保険者の規定について下線部分の平成29年度までは黒潮町国民健康保険でしたが、平成30年4月1日より、高知県とともに町が行う国民健康保険に改められたことによるものです。

以上で、議案第60号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第61号、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は21、22ページ、参考資料は13ページになります。

改正理由は、制定の根拠となっている企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、観光など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みが全国で活発になり、稼ぐ力の好循環が実現されるよう政策資源の集中投入により地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の事業者に経済的波及を及ぼす地域経済をけん引する事業と認定を受けた事業所は、固定資産の減免措置や設備投資に対し支援するものに改められたことにより、黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の題名および引用する法令名、用語等の一部を改正するものです。

それでは個々の条文について、参考資料の新旧対照表でご説明を致します。参考資料の13ページをご覧ください。

まず、題名の改正についてです。

制定の根拠となっている企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、法律の題名が地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことによるものです。

第1条の改正は、下線部分の、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等により、特定事業のための施設を設置したものについて産業集積の形成および活性化を図るとしていましたが、引用する法令名ならびに条項等の改正により、地域の特性を生かし高い付加価値を創出し、地域の事業者に経済的波及を及ぼす地域経済をけん引する事業を促進し、成長発展の基盤強化を図ることに改められたものです。

第2条の改正は、引用する公立の条項や用語等を改正し、規定を整備するものです。

第4条の改正は、対象とする他の課税免除の条例の申請期日の整合性を図るために、申請期日を下線部分の2月末日から1月31日に改めるものです。

以上で、議案第 61 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 62 号、黒潮町企業立地促進条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 23、24 ページ、参考資料は 15 ページになります。

改正理由は、課税免除の対象とする業種について、議案第 61 号で提案しています黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例に合わせ、黒潮町企業立地促進条例の一部を改正するものです。

それでは条文について、参考資料の新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 15 ページをご覧ください。

第 4 条第 3 号の改正についてです。課税免除とする条例の題名を黒潮町承認企業立地計画による同意集積区域内の施設に係る固定資産税の課税の免除に関する条例に改正されたことにより、企業者の規定を下線部分のように改正するものです。

第 6 条の各号の改正についてですが、対象とする他の課税免除条例の申請期日の整合性を図るために、申請期日を下線部分の 2 月末日から 1 月 31 日に改めるものです。

以上で、議案第 63 号の補足説明を終わります。議案第 61 号、62 号とも併せて、ご審議のほどよろしく願います。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは議案第 63 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 25 ページ、条例案は 26 ページでございます。また新旧対照表につきましては、参考資料の 16 ページから 17 ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律により、本年 4 月から専門職大学が創設されることと技術士法施行規則が一部改正されたことに伴い、布設工事監督者および水道技術管理者の資格基準を定める規定の改正をするものでございます。

参考資料 16 ページからの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

専門職大学とは、4 年制大学および短期大学とは異なりまして、実習や実験等を重視した即戦力となり得る人材の育成を目指す目的で設置をされまして、前期課程 2 年または 3 年と後期課程 2 年または 1 年に区分をされており、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされています。

ついては、専門職大学の前期課程の修了者は卒業者ではないことから、現行規定のままでは短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成しているにもかかわらず当該資格試験を満たさないことになるため、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格試験を満たすことになるように加えるものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正により現在の技術士試験の第 2 次試験について、現在 20 部門 96 科目のところ、20 部門 69 科目に選択科目を見直すこととされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道および工業用水道に統合されるため、第 3 条第 1 項第 8 号から削除するものでございます。

なお、附則において、この条例の施行前に行われました技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち、上下水道部門に合格した者であって選択科目として水道環境を選択した者は、上水道および工業用水道を選択した者と見なす経過措置を定めています。

以上で、議案第 63 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは議案第64号、平成30年度黒潮町一般会計補正予算について補足説明を致します。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算第7号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ5億3,295万7,000円を減額し、総額をそれぞれ97億9,594万7,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加および変更を行い、第3条では、債務負担行為の補正、第4条では、地方債の補正により限度額の変更を行っているところでございます。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

また、人件費につきましても、それぞれの目において調整を行っているところでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。

28ページをお開きください。

主だった事業のみとなろうかと思えます。ご了承をいただきたいと思えます。

2款総務費につきましては、1億2,875万6,000円を減額してございます。

まず、1項1目、一般管理費6,566万4,000円の減額につきましては、29ページの8節報償費ふるさと納税寄附金謝礼を4,000万円、減額を行ってございます。これは、国の通知によりまして返礼割合を50パーセントから30パーセントに減額したことによるものでございます。

次に、30ページ。

1項3目、財産管理費は3,361万2,000円の減額をしてございます。集会所などの公共施設の耐震補強事業の先送りなどによるものでございます。

5目財政管理費1,289万9,000円の増額につきましては、31ページのふるさと納税基金2,000万円を増額したことによるものでございます。

6目企画費1,934万3,000円の減額の主なものにつきましては、1節報酬の地域おこし協力隊員の雇用による7,130万円の減などとなっております。

次に、33ページ。

11目情報化推進費775万9,000円の減額につきましては、14節使用料及び賃借料のシステム・ソフトウェア使用料758万8,000円の減などが主なものとなっております。

次に、34ページ。

12目国土調査費838万4,000円の減額につきましては、地籍調査委託などの事業費が、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

38ページまで飛びまして。

3款民生費は2,739万4,000円を減額するものでございます。

1項1目、社会福祉総務費は、39ページの28節繰出金国民健康保険特別会計繰出金548万1,000円が、保険基盤安定繰出金により増額となっております。

40ページ。

2項老人福祉費につきましては、各事業の決算見込みにより、全体で1,728万9,000円の減額となっております。

また、41ページ。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費につきましては、42 ページの 19 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金 420 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、4 款衛生費は 4,705 万 9,000 円減額するものでございます。

減額の主なものは、44 ページ 1 項 7 目の診療諸費は 3,377 万 9,000 円の減額となっており、医師の給与等について調整をしました。28 節繰出金において、国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っているところでございます。

2 項 2 目、塵芥処理 1,304 万 9,000 円の減額につきましては、幡多中央環境施設組合の火葬場の増設の中止により 1,201 万 1,000 円の減額となっております。

次に、45 ページ。

5 款労働費は 961 万 5,000 円減額とするもので、臨時職員雇用賃金の決算見込みによる減額となっております。

次に、6 款農林水産業費は 2,427 万 7,000 円減額するものでございます。

減額の主な内容につきましては、1 項 3 目、農業振興費が、46 ページの 19 節負担金補助及び交付金の新規就農推進事業 290 万円の減など、各種補助金の精算によるものでございます。

また、2 項林業費、2 目林業振興費が、19 節負担金補助及び交付金の白浜地区治山災害防止水路補修工事負担金 400 万円が、県工事の施工ができず減となっております。

また、47 ページ。

3 項 2 目、水産業振興費で 467 万 8,000 円の減となっており、これは、佐賀地区漁業集落環境整備事業の計画調整による精算や、アマダイの種苗放流事業費補助 270 万円の減などとなっております。

次に、48 ページ。

7 款商工費は 490 万 4,000 円の減とするものでございます。

2 目商工振興費、49 ページ、13 節委託料のプレミアム付商品券事業システム構築委託 30 万円などは、31 年度に行う事業の準備経費を計上しているところでございます。

50 ページの下段、8 款土木費は 2 億 978 万 1,000 円を減額するものでございます。

主な内容は、1 項土木管理費、51 ページの 1 目土木総務費の 19 節負担金補助及び交付金の県道路整備工事等負担金 2,510 万円の減と、2 項 2 目、道路新設改良費で 1 億 3,470 万円の減額となっております。

これは、社会資本整備事業におきまして国庫補助金の配分の減額や、52 ページ、17 節公有財産購入費の窪川佐賀道路工事用道路用地購入費の減などによるものでございます。

3 項 2 目、がけくずれ対策、15 節工事請負費 1,950 万円の減額などにつきましては、事業実績による減となっております。

53 ページ。

5 項 2 目、都市環境整備事業費は、15 節工事請負費の避難道施設整備事業 1,914 万円の減額が主なものとなっております。

次に、54 ページの 9 款消防費は 1 億 27 万 6,000 円減額するものでございます。

55 ページの 1 項 4 目、防災費の 19 節負担金補助及び交付金の防災拠点建築物耐震事業補助金 8,214 万 3,000 円の減額につきましては、面積基準で積算したものを実施設計にしまして大幅減となっております。

次に、56 ページ。

10 款教育費は 152 万 9,000 円減額するものでございます。

教育費につきましては、57 ページ、3 項 2 目の教育振興費、20 節扶助費の要・準要保護生徒援助費 210 万 7,000

円の増額のほかは減となっております、事業および補助、給付費等の決算見込みによるものでございます。
次に、60 ページ。

11 款災害復旧費は3,334万1,000円増額するものでございます。

1 項 1 目の農業用施設現年発生補助災害復旧費、15 節工事請負費の農業用施設災害復旧工事4,203万5,000円の増額につきましては、市ノ瀬頭首工と蜷川頭首工の新規計上分2件と、浮鞭農道と有井川水路の設計額の増額等となっております。

そのほかの災害につきましては、実績見込みによる精算と不用額の調整を行っているところでございます。
61 ページ。

12 款公債費、1 項 2 目利子1,124万9,000円の減額につきましては、前年度から明許繰越事業の借入金を当初は早い時期を想定をしておりましたが、借入金が遅い時期となりまして、その分利子が必要となくなり減額をするものでございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15 ページにお戻りをいただきたいと思います。歳入につきましても、決算見込みおよび各事業の増減に合わせて調整をしているところでございます。

主なものについて説明を致します。

15 ページの2 款地方譲与税から、17 ページ、11 款交通安全対策特別交付金につきましては、国、県の実績および見込みによるものでございます。

17 ページ。

12 款分担金及び負担金の630万1,000円の減額につきましては、18 ページ、がけくずれ住家防災対策575万2,000円の減など、説明欄にあります、歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

13 款使用料及び手数料の664万円の減額につきましても、説明欄にあります各施設の減免による減となっております。

14 款国庫支出金の1億1,598万2,000円の減額につきましても、説明欄にございます歳出の各事業に伴う国庫支出金の調整となっております。

20 ページ。

15 款県支出金5,384万5,000円の減額につきましても、説明欄にあるように、歳出の各事業に伴う県支出金の調整となっております。

次に、23 ページ。

16 款財産収入301万9,000円の減額につきましては、基金利子の調整によるものでございます。

次に、17 款寄付金の2,000万円の増額につきましては、24 ページのふるさと納税寄付金の見込み増によるものでございます。

次に、18 款繰入金は、財政調整基金および減債基金などによりまして収支の調整を行っているところでございます。

25 ページ。

21 款町債は7,440万円の減額とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載をしておりますのでご確認をください。

歳入の説明は以上でございますが、続きまして9 ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正をご覧くださいと思いたいと思います。

定住促進住宅整備事業や避難道整備事業を行う緊急防災・減災事業、また災害復旧事業など18事業を追加し、集会所や消防屯所などを整備する都市防災総合推進事業を変更しまして、総額8億920万2,000円を明許繰越

と致しました。

次に、10 ページ、第3表債務負担行為補正をご覧ください。

中小企業等融資保証料補給制度の確立によりまして、商工経営資金につきましては30年度をもって廃止となっており、金融機関との協議によりまして、これまでの貸付金に対しても預託金が不要となったものでございます。

次に、11 ページ、第4表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整をしまして、補正前の限度額14億6,172万5,000円を、補正後は13億8,732万5,000円とするもので、その他起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの25ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

続きまして、私の方から、議案65号、平成30年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は27ページにございまして、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクというふうなことになってございます。

予算書の1ページをご覧ください。

黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,694万9,000円を減額致しまして、予算の総額を14億9,646万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由につきましては、実績見込み額の確定によりまして人件費の調整によるものとなっております。

それでは、歳出の方を説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節給料の1,081万3,000円の減額につきましては、実績見込額による調整を行うことで減額となっております。

3節の職員手当につきましては、職員手当の時間外手当につきましては実績に合わせて増額にはなってございます。が、その他の手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例を致しまして各種の手当も減額となっております。合計額で1,253万1,000円の減額となっております。

4節の共済費につきましては360万5,000円の減額となっております。これは一般職共済負担金の調整による減額が主な内容となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。6ページの方、ご覧をいただきたいと思います。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきまして、歳出額と同額なる2,694万9,000円の減額を行っており、収支の調整を行っているところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは議案第66号、平成30年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。黄色の表紙の予算書になります。

1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ82万1,000円を追加し、歳入歳出総額を19億3,625万2,000円とするものです。

主な内容につきましては、へき地医療診療所に係る特別調整交付金ならびに県からの保険基盤安定負担金の

確定に伴い相当額を一般会計から繰り入れ、国民健康保険税との財源組み替えを行うものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。7ページの歳入をお開ください。

3款1項1目、保険給付費等交付金82万1,000円は、へき地医療診療所に係る特別調整交付金が確定されたことにより増額を行うものです。

1枚めくっていただき、8ページの5款1項1目、一般会計繰入金548万1,000円は、県からの保険基盤安定負担金が確定されたことにより増額をするものです。

9ページの歳出の3款国民健康保険事業費納付金の1項から3項については、県からの保険基盤安定負担金相当額548万1,000円を一般会計から繰り入れることにより財源の組み替えを行うものです。

8款2項1目、直営診療施設勘定繰出金82万1,000円は、歳入の3款1項1目、保険給付費等交付金で説明しましたように、へき地医療診療所に係る特別調整交付金を国民健康保険直診特別会計へ繰り出すものです。

以上で議案第66号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第67号の平成30年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は30ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものになります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ2,514万5,000円を減額し、総額を17億120万1,000円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの保険給付などの実績から見込額の調整を行い計上したことによるものです。

まず、歳出から説明をさせていただきます。12ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費および2目連合会負担金につきましては、実績に伴い調整を行っております。

また、3項1目、認定調査等費については、これまでの実績から見込額を調整しています。

1款総務費につきましては、合計額で61万7,000円の減額となっております。

次に、12ページ下段の2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込額み各項について減額調整を行っており、合計額で2,016万5,000円の減額を行い、補正後の額が15億4,053万5,000円となっております。

14ページの3款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づいた見込額により調整を行い、1項介護予防・生活支援サービス事業費で599万5,000円、また15ページ、2項一般介護予防事業費では110万8,000円の減額を行っております。

16ページの3項包括的支援事業・任意事業費では203万7,000円の減額を行っております。

18ページの4項その他諸費では2万5,000円の減額を行うことで、3款地域支援事業費の総額では14ページのとおり916万5,000円の減額を計上しており、補正後の額が4,300万9,000円となっております。

18ページ中段、4款基金積立金につきましては、平成30年度の決算見込みにより基金への積立金480万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページをご覧ください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込額の確定により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 万 1,000 円の増額により 5 万 6,000 円に、また 3 款国庫支出金は 9 ページの 4 目システム改修事業費補助金で 20 万円、および 5 目保険者機能強化推進交付金では 314 万円を計上しておりますが、3 款国庫支出金の合計額では 431 万 1,000 円の減額により 4 億 549 万 4,000 円とする調整を行っております。

以下同様に、9 ページ、4 款支払基金交付金は 722 万 1,000 円を、また 5 款県支出金は 410 万 9,000 円を減額しております。

10 ページの 7 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金により歳出額の減額等による減額調整を行うことで、補正後の額を 2 億 5,084 万 3,000 円としております。

11 ページの 9 款諸収入では、第 1 号被保険者延滞金として 9 万 6,000 円を計上しております。これにより、歳出の補正後の総額と同額となるものです。

以上で議案第 67 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは議案第 68 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 31 ページでございます。予算書はピンク色の表紙となります。

ピンク色の表紙の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算第 2 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3,187 万 3,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を 5,295 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして歳入歳出事項別明細書でご説明致します。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。

歳出の 1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 2 節、3 節、4 節は、常勤医師の person 費の減額等を行うものでございます。

13 節委託料は、代診医師の体調不良によるお休みに伴う代診委託 180 万円の減額を行うものでございます。

15 節工事請負費の 78 万 9,000 円の減額は、古くなっております空調設備の改修のための工事の費用を計上していましたが、まだ壊れず使えておりますので減額したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

歳入の 4 款繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金を 3,269 万 4,000 円減額し、歳入歳出予算の総額を 5,295 万 4,000 円に調整をさせていただきました。

続いて、3 項 1 目の事業勘定繰入金の 82 万 1,000 円の増額につきましては、特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されるものでございます。

以上で議案第 68 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 36 分

再 開 13 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは議案第69号、平成31年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては、先ほど町長の方が、6月補正の肉付け予算の比較等で述べさせていただきました。私の方からは、予算書の増減等も含めましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。省略しながらの説明になろうかと思いますが、ご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、一般会計当初予算の1ページをご覧ください。

平成31年度の当初予算につきましては、第1条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ102億8,000万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして6.9パーセント、金額にしまして5億3,000万円の大幅な増となっております。

これは、昨年度、骨格予算としたことによるものでございます。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を15億円と定めております。

そして、第5条では、歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。46ページをお開きください。

まず、1款議会費は7,514万3,000円で、前年度比、額で94万1,000円、率で1.2パーセントの減となっております。ほぼ昨年と同様となっております。

次に、47ページ。

2款総務費は23億5,419万9,000円で、前年度比、額で7,111万2,000円、率で3.1パーセントの増となっております。

48ページの1項1目、一般管理費は2億2,124万2,000円の減額となっております。

この減の要因につきましては、ふるさと納税寄付金につきまして、目を新設、移行したことによるものでございます。

次に、51ページ下段。

3目財産管理費は3,034万8,000円の増となっております。

この増の要因は、53ページ、15節工事請負費の旧佐賀保育所改修工事1,320万円や、54ページ、19節負担金補助及び交付金の集会所耐震補強事業補助金2,579万円を計上し、避難所として指定をしております集会所の耐震補強を推進するものでございます。

次に、5目財政管理費は1億3,416万1,000円の減となっております。防災対策加速化基金の減少と、ふるさと納税基金の5,000万円の増額によるものでございます。

次に、55ページ。

6目企画費は1,508万2,000円の増となっております。

昨年同様、57ページ、15節工事請負費の定住促進住宅整備工事1億2,000万円など、設計監理費とともに維持管理費を含む定住促進住宅事業を計上しております。

少し飛びまして、62ページ下段をご覧ください。

11目情報化推進費は3,605万8,000円の増となっております。

この増の要因は、64ページの告知放送設備改修委託1,987万9,000円や、情報センター用非常用電源設備更改委託2,736万8,000円などのよるものでございます。

次に、65 ページ下段。

12 目国土調査費は1 億2,444 万2,000 円の増となっております。

今年度は、上川口、浮鞭、入野地区の3.22 平方キロメートルを行うこととしております。

次に、67 ページ。

14 目ふるさと納税1 億8,747 万6,000 円は目を新設したもので、8 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼9,000 万円など、寄付金3 億円に対応するものでございます。

少し飛びまして、72 ページ。

4 項選挙費は3,971 万7,000 円の増となっております。

31 年度は、73 ページの下段、3 目黒潮町議会議員選挙費1,502 万7,000 円や、75 ページの4 目高知県議会議員選挙費1,069 万円、そして76 ページ、5 目高知県知事選挙費1,526 万3,000 円、78 ページ、6 目の参議院議員選挙費1,521 万4,000 円を計上しているところでございます。

次に、81 ページをご覧ください。

3 款民生費は22 億6,720 万6,000 円で、前年度比、額で1,061 万2,000 円、率で0.5 パーセントの減となっております。

例年計上している事業も含め、主なものを説明を致します。

1 項1 目、社会福祉総務費は3 億9,048 万5,000 円で、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

主な事業は、83 ページ、13 節委託料のあったかふれあいセンター事業委託の4,200 万円。これにつきましては、新たに開設致します、みうらを含め、5 カ所分を計上してございます。

また、地域共生社会包括的支援体制委託2,620 万円は、あったかふれあいセンターと社会福祉協議会の職員の人件費、および運営費を計上しているところでございます。

そして、19 節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会への補助金3,596 万6,000 円や、84 ページ、28 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金2 億2,952 万3,000 円などで、国保会計の繰出金の中には、法定外繰出金と致しまして6,000 万円を昨年に引き続き計上をしてございます。

続きまして、92 ページまで飛びます。

老人福祉費につきましても、ほぼ昨年同様となっております。

次に、95 ページ。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、96 ページ、19 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金2,391 万円は、保育施設等を利用せず、在宅で子育てを希望する保護者を支援するものでございます。第1 子および第2 子は月額2 万円、第3 子以上は3 万円を補助するもので、昨年に引き続き計上をしてございます。

101 ページまで飛びます。

4 款衛生費は5 億7,511 万4,000 円で、前年度比は、額で2,227 万3,000 円、率で4 パーセントの増となっております。

1 項1 目、保健衛生総務費から、103 ページの2 目保健事業費、そして104 ページ、3 目の予防費、そして105 ページの4 目母子保健費は、風疹の抗体検査委託の増はあるものの、各種、健康診断や小中学生医療費補助など、昨年同様の事業を計上しているところでございます。

108 ページ。

6 目環境衛生費につきましては905 万1,000 円の増となっております。

これは、109 ページ、15 節工事請負費の水道未普及地域解消工事600 万円の増などによるものでございます。来年度の工事につきましては、すがる地区となっております。

110 ページ。

19 節負担金補助及び交付金で、例年のとおり、合併浄化槽設置整備事業補助金として 1,439 万円を計上して
ございます。

昨年同様に見込んでございます。

続きまして、113 ページ下段の 5 款労働費は 5,033 万 7,000 円で、前年度比、額で 106 万 3,000 円、率で 2.2
パーセントの増となっております。

内容につきましては、114 ページでございますが、昨年同様、町道維持管理用務などを計上しているところ
でございます。

次に、6 款農林水産業費は 7 億 2,764 万円で、前年度比、額で 2 億 4,701 万 4,000 円、率で 51.4 パーセント
の増となっております。

まず、117 ページ、1 項 3 目農業振興費は 5,534 万 4,000 円の増となっております。

主なものを申し上げますと、118 ページ、19 節負担金補助及び交付金に 2 億 651 万 5,000 円計上致しており
ます。

燃料タンク対策事業補助金 1,300 万 8,000 円など、昨年に引き続き計上しております。

119 ページに移りまして、園芸用ハウス整備事業補助金は 7,062 万 5,000 円、中山間地域等直接支払交付金
4,357 万 5,000 円、そして農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金 1,729 万 6,000 円は、補強対策を行うため、
国の新規事業に町が上乗せをする形で計上をしてございます。

そして、昨年同様に、新規就農推進事業として 1,122 万 5,000 円、農業次世代人材投資資金経営開始型 2,400
万円などを計上しているところでございます。

次に、121 ページ。

2 項林業費の 2 目林業振興費は 6,446 万 3,000 円の大幅増となっております。

事業の主なものとしまして、122 ページ、8 節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金 1,351 万円は、イノシシの 1,000
頭をはじめまして、サル、ハクビシン、シカ、カラス、タヌキ、アナグマの捕獲分を計上しているところで
ございます。

また、13 節委託料には、松くい虫の対策と致しまして、森林病害虫防除委託の樹幹注入 500 万円を追加する
とともに、新たな森林管理システム調査委託 850 万円を計上しております。

続いて、123 ページ。

19 節負担金補助及び交付金の主な事業と致しまして、高性能林業機械整備事業補助金 1,254 万 5,000 円、黒
潮町木材加工流通施設等整備事業 4,003 万 5,000 円は、木材乾燥機の導入を図るものでございます。

次に、126 ページ。

3 項水産業費の 2 目水産業振興費は 6,468 万 6,000 円の増となっております。

主な事業を説明を致しますと、127 ページからご覧ください。

15 節工事請負費の投石漁礁設置工事 1,485 万円、田野浦地区漁業集落環境整備工事 1,900 万円、19 節負担金
補助及び交付金のうち、種子島周辺対策事業補助金 3,104 万 7,000 円は、漁船の操業効率化機器導入と、佐賀
漁港内の水揚げ荷捌き所の改修に伴う設計委託費に補助を行うものでございます。

128 ページ。

3 目の漁港漁場整備事業費は 1,624 万円の増となっております。これは、129 ページ、15 節工事請負費の水
産物供給基盤機能保全工事 1,800 円となりまして、鈴および入野漁港の係留施設の整備を行うものでござい
ます。

次に、130 ページ。

7 款商工費は7 億 3,432 万 9,000 円で、前年度比、額で5 億 7,697 万 3,000 円、率で366.7 パーセントの大幅増となっております。

これは、131 ページ、1 項2 目、商工振興費が8,277 万 9,000 円の増となっております。

133 ページの19 節負担金補助及び交付金の、国が行うプレミアム付商品券9,000 万円が一つの増要因となっております。

次に、3 目観光費が4 億 8,418 万 7,000 円の大幅増となっております。

134 ページ。

13 節委託料の黒潮町観光推進業務委託1,258 万 3,000 円は、黒潮町観光ネットワークへ、また、黒潮町 DMO 推進業務委託439 万 9,000 円は NPO 砂浜美術館に委託をするものでございまして、黒潮町観光の推進体制を確立しまして、地域を潤す観光施策を実行するために計上をしているところでございます。

黒潮町観光基本構想設計監理業務委託4,200 万円、および、135 ページの15 節工事請負費、黒潮町観光基本構想に関する宿泊施設建設工事4 億 2,000 万円につきましては、今年度実施をしておりました黒潮町観光基本構想策定委託業務の最終報告により、入り込み客数を取りこぼさず、増やす仕組みを構築するために新たな宿泊施設を整備することで、さらなる地域経済の活性化につなげるため計上をしております。

次に、137 ページ。

8 款土木費は8 億 4,854 万 9,000 円で、前年度比、額で4,295 万 7,000 円、率で4.8 パーセントの減となっております。

140 ページの下段の2 目道路新設改良費は5,565 万 6,000 円の減となっております。

141 ページ。

13 節委託料の社会資本整備事業の測量設計委託7,300 万円、142 ページ、15 節工事請負費の社会資本整備事業工事2 億 6,324 万 8,000 円は、湊川線、大井川馬荷線、拳ノ川若山線、中角熊井線などを計画しているところでございます。

続きまして、144 ページ。

5 項都市計画費は4,719 万 5,000 円の減となっております。

145 ページ下段の2 目都市環境整備事業費で5,379 万 5,000 円の減となっております。都市防災総合推進事業として、146 ページの13 節委託料の防災まちづくり拠点施設設計委託900 万円、および15 節工事請負費の防災まちづくり拠点施設整備工事6,400 万円は、出口地区の集会所および屯所、浮津地区の集会所、鞭および田の口地区の屯所の整備を計画しているところでございます。

次に、149 ページ。

6 項住宅費、2 目住宅建設費は7,400 万円で、15 節工事請負費の造成工事5,100 万円は、万行第1、第2 団地造成工事となっております。

また、公営住宅ストック総合改善工事2,000 万円は、横浜団地の浄化槽の改修工事となっております。

次に、9 款消費費は6 億 8,013 万 4,000 円で、前年度比、額で3 億 200 万 8,000 円、率で30.7 パーセントの減となっております。

1 項消費費、1 目日常備消費費は8,873 万 1,000 円の減となっております。これは黒潮消防署訓練塔の建設が終了したことによるものでございます。

151 ページ。

3 目消防施設費は783 万 2,000 円の減となっております。

事業の主なものとしまして、152 ページ、15 節工事請負費の防火水槽設置工事 1,957 万円は、下田の口と川奥地区に設置予定としております。

次に、4 目防災費は 2 億 723 万 2,000 円の減となっております。これは、防災拠点となります土佐ユートピアカントリークラブの耐震補強工事防災拠点建築物の事業終了などによるものでございます。

主な事業としましては、154 ページ、13 節委託料の防災まちづくりプロジェクト業務委託 508 万 5,000 円は、防災リーダーの育成講座、地区でのワークショップ等によりまして、全体的な防災への対応力向上を図るものでございます。

土砂災害対策支援業務委託 721 万 5,000 円は、町内 4 つのエリアでの避難行動の検討等ワークショップの実施により、洪水、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るものでございます。

地区防災計画作成共同研究委託 423 万 5,000 円につきましては、昨年に引き続き、地区防災計画の作成活動におきまして大学等の専門機関に調査研究を委託するものでございます。

木造住宅耐震委託 678 万 9,000 円は、200 件分の耐震診断士派遣事業となります。

155 ページ。

19 節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修工事費補助金 1 億 6,500 万円は、150 戸を見込んでおります。木造住宅耐震改修設計費補助金 6,000 万円は、200 戸分を計上致しております。

また、ブロック塀対策費補助金 900 万円は、30 件分を予定してございます。

次に、10 款教育費は 5 億 2,806 万 2,000 円で、前年度比、額で 1 億 1,452 万 3,000 円、率で 17.8 パーセントの減となっております。

156 ページ。

まず、1 項教育総務費、2 目事務局費ですが 771 万 8,000 円の増となっており、159 ページ、18 節の備品購入費のスクールバスの購入費 718 万 8,000 円が増の要因でございます。

次に、161 ページ下段をご覧ください。

2 項小学校費、1 目学校管理費は 1 億 2,355 万 2,000 円の減となっております。これは、入野小学校校舎改修工事の事業終了によるものでございます。

次に、164 ページ。

2 目教育振興費は 4,560 万 5,000 円で、ほぼ昨年同様となっております。

主なものは、7 節賃金の学校支援員 1,543 万 9,000 円、8 名分の雇用を計画してございます。

また、165 ページ、20 節扶助費の要・準要保護児童援助費も昨年同様 800 万円計上しております。

次に、166 ページ。

3 項中学校費、1 目学校管理費は 3,322 万 3,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

168 ページ。

2 目教育振興費も 2,209 万 3,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、7 節賃金で、小学校同様に学校支援員 386 万円を計上しております。

なお、小中学校の教育振興費の中には、それぞれの学校単位で計画されました、ふるさと・キャリア教育への取り組みが計画されております。地域の自然、農林水産物、人材、文化、芸能を活用致しまして、地域とつながり触れ合う体験事業や伝承文化の継承事業、地域の未来を考える事業など、総額 4,5043,243 千円が計上をされております。

次に、169 ページ下段、4 項社会教育費は 8,225 万 9,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、175 ページ、4 目図書館費の 13 節委託料、大方あかつき館等の指定管理業務委託 2,855 万 4,000

円を計上しているところでございます。

次に、177 ページ。

5 項保健体育費も 1 億 1,674 万 6,000 円で、はだしマラソン大会、アクアスロン大会なども、昨年同様の内容、金額となっております。

179 ページ。

2 目学校給食費も 1 億 377 万円で、180 ページの 11 節需要費の賄材料費 3,944 万円、181 ページの 13 節委託料の学校給食センター調理等業務委託 3,830 万 3,000 円なども、昨年同様に計上をしているところでございます。

次に、11 款災害復旧費は 5,372 万 5,000 円で、94 万 4,000 円の減となっております。

昨年同様の内容で計上しており、緊急時の災害対応ができるように枠取り予算としたものでございます。

次に、184 ページの 12 款公債費は 13 億 6,223 万 8,000 円で、前年度比、額で 7,539 万円、率で 5.9 パーセントの増となっております。

次に、13 款予備費は 2,332 万 4,000 円計上を致しました。

歳出の説明は以上でございます。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。14 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

まず、1 款町税は 8 億 5,731 万 9,000 円を見込みました。前年度比、額で 3,323 万 1,000 円で、率で 4 パーセントの増となっており、固定資産税におきまして、家屋および償却資産の増を見込んでおるところでございます。

15 ページ。

2 款地方譲与税の 3 目森林環境譲与税 1,100 万円につきましては、森林関連法の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備に必要な財源に充てるために森林環境税が創設をされ、その収入額に相当する額を譲与するものとして新設をされたものでございます。

次に、16 ページ。

6 款地方消費税交付金 1 億 9,600 万円は、昨年引き続き 6,000 万円を国保の繰出金に、そして、3,440 万円を国民健康保険直診会計の繰出金の財源とすることとしてございます。

17 ページ。

9 款環境性能割交付金 200 万 9,000 円につきましては、31 年度より自動車税および軽自動車税に環境性能割が創設されたことによりまして、新たに新設された交付金でございます。環境に配慮した機能を持つ天然ガスや、電気自動車など以外の自動車の税収の約 65 パーセントを、町道の延長や面積によりまして交付されるものでございます。

なお、款の新設となりますので、この款以降一つずつずれることとなります。

次に、18 ページ。

11 款の地方交付税は 39 億円で、昨年度同額を見積もってございます。

12 款交通安全対策特別交付金までの、その他の譲与税および交付金は、地方財政計画の伸び率と県の試算により見込んで計上をしてございます。

次の、13 款分担金及び負担金は 1,985 万円で、128 万 7,000 円の増となっております。これは、農地耕作条件改善事業の増などによるものでございます。

次に、20 ページ。

14 款使用料及び手数料は 3 億 5,607 万 3,000 円で、1,799 万 3,000 円の減となっております。これは、21 ペ

ージ、2目民生使用料、4節の児童福祉費使用料の保育料現年分の減額が主な要因となっております。

次に、24ページの15款国庫支出金は8億4,232万6,000円で、1億1,509万4,000円の減となっております。これは、施設の耐震補強事業の減などによるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

それから、27ページ。

16款県支出金は10億4,274万8,000円で、9,763万1,000円の増となっております。これは、28ページの1目3節、総務費補助金の地籍調査事業費補助金1億2,822万円などの増によるものでございます。

その他の県支出金につきましても、説明欄に記載がございます補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

35ページ。

18款寄付金は3億153万4,000円で、5,012万9,000円の増となっております。これは、1項2目、総務費寄付金、1節ふるさと納税寄付金3億円によるものでございます。

次に、36ページ。

19款繰入金は11億4,169万6,000円で、2億3,952万4,000円の増となっております。

39ページ。

21款諸収入は1億7,859万1,000円で、4,248万2,000円の増となっております。これは、41ページ、2目雑入、7節の商工費雑入のプレミアム付商品券7,200万円の増によるものでございます。

次に、42ページ。

22款町債は13億980万円で、1億9,050万円の増となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますのでご確認をいただければというふうに思います。

歳入の説明は以上で終わります。

9ページへお戻りください。第2表関係で、第2表債務負担行為でございます。

水産業経営資金に1億2,000万円、中小企業等融資保証料補給に1事業所当たり1,000万円以内で、総額2億円を限度とする融資の保証料相当額としてございます。

黒潮町立学校給食センター業務一部委託1億6,000万6,000円、カツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業200万円は、カツオ船の人材育成のため、1年間勤め、来シーズンも乗組員となる意向を示した方に40万円支給するもので、5人分の債務負担行為を計上致しております。

次に、10ページ。第3条関係で、第3表地方債でございます。

31年度は、合計13億980万円を限度としており、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、この金額は、先ほど42ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、大変長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは議案第70号、平成31年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は33ページでございます。予算書は薄茶色の表紙となります。

薄茶色の表紙の1ページをお開きください。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を300万5,000円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項1目の償還推進事業費の28節一般会計繰出金195万9,000円は、収支調整により前年度に比べて73万4,000円の増額となっております。

2款公債費は33万7,000円を計上しており、前年度比104万円の減額となっております。

9ページをご覧ください。

3款1項1目、予備費は例年と同額の30万円を計上させていただきました。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

歳入の1款県支出金、1項1目、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金は、昨年並みの21万2,000円を計上しております。

4款諸収入279万1,000円は、貸付金の償還が進んだことにより前年度比29万7,000円の減額で見積もっております。

この会計の貸し付けは現在ありませんので、貸付金の回収のみとなっております。今後も地道な償還相談の積み重ねによりまして、未収分の回収に最大限の努力をしてみたいと考えております。

以上で議案第70号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは議案第71号、平成31年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は34ページ、予算書はこの水色のものをご用意ください。

予算書の1ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも総額1,944万2,000円としています。

事項別明細書に基づきご説明致します。予算書は8ページの歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目、21節奨学金の貸付金は総額で1,440万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち、高等学校通学者が3件72万円、大学通学者が20件708万円。31年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を5件120万円、短期大学および大学通学者を15件540万円。合計43件、1,440万円を見込んでいます。

歳入についてご説明致します。予算書は6ページをお開きください。

3款1項1目1節、貸付金戻入現年分は1,858万円、滞納繰越分を80万円と見込み、合計で1,938万円を見込んでいます。

31年度は貸付額に対して貸付金戻入額が上回るため、499万7,000円の基金の積み立てを予定をしております。

以上で議案第71号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは議案第72号、平成31年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について補足説明を致します。議案書は34ページとなります。予算書はサーモンピンク色の表紙の予算書となります。

この予算につきましては、事務処理の効率化を図るため、水道事業会計を除く人件費を一元管理している特別会計となっております。

予算書の1ページをお開きください。

平成31年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,060万1,000円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、特別職3名、一般職196名分の人件費として合計で15億6,060万1,000円を計上してございます。対前年度比で金額280万円、率にしまして約1.8パーセントの減額となっております。

減額の主な理由につきましては、職員7名の減によりまして、2節給料が約2,000万円の減となっております。

3節職員手当の時間外勤務手当につきましては、選挙事務等によりまして約1,800万円の増となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。手前の6ページを見ていただきたいと思います。

1款1項1目、諸収入の1節給料等振替収入につきましては各会計からの給与等振替収入となっております。歳出額の合計と同額である15億6,060万1,000円を計上し収支の調整を行っているところでございます。

以上で71号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

議案第73号、平成31年度黒潮町国民健康保険事業特別会計当初予算について補足説明をさせていただきます。議案書は36ページ、予算書は表紙が黄色の予算書になります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ18億8,487万3,000円と定めるものです。

前年度比では、金額にして3,935万5,000円、率にして2.0パーセントの減となっております。新制度移行後2年目になりますが、被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにおいても厳しくなる可能性があり、昨年度に引き続き事業運営支援として一般会計から6,000万円の法定外繰入を行うこととしています。

続いて、第2条では一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めるものです。

第3条では、歳出予算の流用について定めるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

14ページの歳出をお開きください。

1款総務費は4,792万3,000円で、前年度比284万8,000円の減額となっております。

1項1目、一般管理費4,534万1,000円は前年度比298万1,000円の減額となっております。これは、後期高齢者医療保険事業担当職員1名の人件費に相当額を同事業特別会計へ組み替えたことの減額によるものです。

15ページの13節委託料は、国保連合会レセプト点検、および四国キューブ管理業務を委託するもので、昨年度とほぼ同額の399万7,000円を計上しています。

2目連合会負担金ですが、昨年度とほぼ同額の166万円を計上しています。

16ページをお開きください。

2 款保険給付費 13 億 5,951 万 4,000 円は、前年度比 136 万 7,000 円の減額を見込みました。

うち、1 項療養諸費は 11 億 6,355 万 1,000 円を計上していますが、1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費は、昨年度と同額を計上しています。

5 目審査支払手数料 355 万 1,000 円は、審査件数 5,300 件を見込んでいます。

17 ページをご覧ください。

2 項高額療養費は 1 億 9,071 万円を計上していますが、退職被保険者数の減少により、前年度比 169 万円の減額としています。

18 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金 4 億 4,757 万 6,000 円は、高知県からの通知額を計上しています。前年度比 1,289 万 6,000 円の増額となっています。

なお、平成 30 年度納付金には 2 年前、平成 28 年度の前期高齢者納付金の精算が含まれていましたが、今年度の納付金にはこの精算がほとんどないことから、実質 3,000 万円の増額となっています。

20 ページをお開きください。

5 款保健事業費は 1,964 万 5,000 円で、前年度比 111 万円の減額としています。

その内訳は、1 項 1 目、保健衛生普及費は健康づくりや食生活の改善事業費に係る経費および医療費通知費として、前年度とほぼ同額の 315 万 4,000 円を計上しました。

2 項 1 目、特定健診審査等事業費は、特定健診委託費 973 万 9,000 円、また、若者健診診査料 47 万円を計上しています。

22 ページをお開きください。

8 款の諸支出金は前年とほぼ同額で組んでいます。

そのうちの 2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金は国民健康保険直診特別会計への繰出金で、前年度と同額の 300 万円を計上しています。

9 款予備費につきましては、前年度比 500 万円の減額をしています。

続きまして、歳入の説明を致します。7 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、平成 31 年 1 月末時点の調定額から平成 29 年度の調定額との差額分を差し引きした額の見込額の 95 パーセント、2 億 7,811 万 2,000 円を計上しています。前年度比 2,707 万 8,000 円の減額となっています。

9 ページをお願いします。

3 款県支出金 13 億 7,689 万 1,000 円は、前年度より 853 万 2,000 円の減額を計上しています。これは、高知県からの普通交付金 136 万 7,000 円、および特別調整交付金 716 万 5,000 円の減額によるものです。

10 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目、

一般会計繰入金金は 2 億 2,952 万 3,000 円で、364 万 2,000 円の減額を計上しました。

その内訳は、1 節から 6 節までの決められた負担による法定内繰入金 1 億 6,952 万 3,000 円と、6 節その他繰入金として法定外繰入金 6,000 万を計上させていただきました。

法定外繰入金の主な理由は、歳入の国保税の減収見込み約 2,700 万円、歳出の高知県への納付金の増加分約 3,000 万円を補てんするものです。

以上で議案第 73 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第74号、議案第75号について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第74号の平成31年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は37ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものとなっております。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ17億501万3,000円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額を基に計上しているところですが、6ページ、7ページの総括表のとおり、前年度予算より総額で4,627万8,000円の増額となっております。前年度対比で2.8パーセントの増額となっております。

歳出から主なものを説明させていただきます。14ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1款総務費4,000万2,000円のうち1項総務管理費につきましては、介護保険事業に係る職員給与などの事務費を計上しておりますが、前年度は13節委託料の事務処理システム改修委託があったことなどから、合計額で436万2,000円の減額となっております。

16ページの2款保険給付費につきましては、総額である16億436万円を前年度の実績見込額からそれぞれの見込額を算出したものと併せて、10月から消費税率のアップ分を計上しており、前年度と比較して4,366万円の増額となっております。

18ページ。

3款地域支援事業費につきましては、1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費として2,155万円を計上しております。

13節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービス事業を佐賀地域にも拡充することから、通所型短期集中運動機能向上サービスの委託料として973万円を計上しております。

19ページ。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業費）につきましては、今年度から介護予防ケアマネジメント事業費から目の科目名称が変更となり、地域包括支援センターの職員給与や事務費などについて654万1,000円を計上しております。

1節報酬では、新たに通所型短期集中運動機能向上サービス事業を佐賀地域に拡充することから、ケアプラン作成業務を行う非常勤嘱託職員の報酬費として213万3,000円を計上しております。

20ページ。

13節委託料では、居宅介護支援計画費の単価相当に引き上げることで、総合事業対象者の介護予防支援計画を委託しやすい体制を整えるものです。介護予防支援計画の作成に係る委託料として前年比で84万2,000円を増額し、介護予防ケア作成の委託料として120万円を計上しております。

また、平成31年度は地域包括支援センターシステムバージョンアップを委託がないことから、委託料の総額では前年と比較して6,000円の減額となっております。

2項1目、一般介護予防事業費につきましては、地域に住む高齢者に対する介護予防に関する事業の経費として936万6,000円を計上しております。

8節報償費では、新たに佐賀地域で通所型短期集中運動機能向上サービス事業を始めるに当たり実施事業所にリハ専門職が不在のため、リハ専門職の派遣として199万2,000円を計上しております。

21ページ。

12 節役務費では、手数料として大方地域での通所型短期集中運動機能向上サービス事業の実施に伴い、実施事業所のリハ専門職の費用として 199 万 2,000 円を計上しております。

13 節委託料では、認知症予防の脳のちよいトレ教室を NPO 法人への委託料として 45 万円。新たに地域リハビリテーション活動支援事業として、佐賀地域の通所型短期集中運動機能向上サービス事業の実施に伴う実施事業所の職員研修として 47 万 1,000 円。また、三世代ふれあい健診を高知大学への委託料として 40 万円を計上しております。

21 ページ。

3 項包括的支援事業・任意事業費につきましては、前年度と比較して 131 万 4,000 円の増額となっております。

22 ページ、2 目権利擁護事業費につきましては 304 万 2,000 円、23 ページ、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては 842 万 2,000 円を計上し、適正な事業の執行状況に合わせてそれぞれ 1 名分の職員給与等を計上しております。

24 ページ。

4 目任意事業につきましては 846 万 3,000 円を計上しています。

25 ページ。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費、7 目認知症総合支援事業費、26 ページ、8 目地域ケア会議推進事業費につきましては、取り組む事業に係る経費として計上しているものでございます。

最後に、4 款基金積立金から 7 款予備費までにつきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 3 億 1,856 万 8,000 円を見込んでおります。前年と比較して 806 万 8,000 円の増額となっております。これは前年度の実績見込額による増額を見込んでおります。

3 款国庫支出金については 4 億 2,468 万 3,000 円を見込んでおります。

9 ページ下段、2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金では 4 億 4,276 万 1,000 円を、10 ページ、5 款県支出金では 2 億 5,730 万円を見込んでおります。

これらの歳入につきましては、それぞれの負担率に応じて算出しており、この増額の主な要因は 10 月からの消費税率のアップに伴う増額によるものです。

次に、11 ページ、7 款繰入金の 2 億 6,140 万 9,000 円のうち、1 項一般会計繰入金の 2 億 6,101 万 8,000 円につきましては、町が負担すべき負担率に応じた給付費繰入金と補助対象外経費などを計上しており、増額となっております。

主な要因と致しましては、介護給付費繰入金 545 万 7,000 円の増額となっております。

また、12 ページの介護保険事業の財政の調整を行います 7 款 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年と比較して 372 万 2,000 円の減額となっております。

8 款繰入金以降、10 款町債までは、前年とほぼ同額となっております。

以上で議案第 74 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 75 号の平成 31 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 38 ページになります。予算書は黄土色の予算書をご覧ください。

予算書 1 ページより説明致します。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,801 万 6,000 円とするもので、4 ページおよび 5 ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額 73 万 3,000 円の増額となっており、前年度比で 4.2 パーセントの増となっております。

まず、歳出から説明致します。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

職員給与と非常勤職員の報酬や事務経費等を計上している項目である1目一般管理費は合計額で1,781万6,000円を計上し、前年度と比較して73万3,000円の増額となっております。

ここで支出される地域包括支援センターの職員給与は1,321万2,000円を計上しています。前年度と比較して給与改正により49万3,000円の増額となっており、1目一般管理費の増額の主な要因となっております。

また、8ページ、13節委託料につきましては、居宅介護支援計画の単価相当に引き上げることで、総合事業によらないサービスを利用している方の介護予防支援計画を委託しやすい体制を整えるものです。

介護予防支援計画の作成に係る委託料として前年比で116万9,000円を増額し、介護予防ケアプラン作成の委託料として162万円を計上しております。

また、平成31年度は地域包括支援センターシステムバージョンアップ委託がないことから、委託料の総額で前年度と比較して32万1,000円の増額となっております。

6ページに戻っていただきまして、歳入について説明させていただきます。

1款サービス収入としまして、介護予防サービス計画費収入として163万6,000円を計上しております。前年度と比較して51万6,000円の増額となっております。

また、2款1項1目、一般会計繰入金で1,637万9,000円を計上し、職員給与と事務費などの歳出に対する不足分を調整し計上しております。

以上で議案第75号の補足説明を終わります。議案第74号と合わせて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは議案第76号、平成31年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は39ページでございます。予算書はピンク色の表紙となります。

ピンク色表紙の1ページをお開きください。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を8,438万1,000円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。9ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項1目、一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、医師を含めた3名分の人件費を計上しております。

10ページをご覧ください。

13節委託料1,196万1,000円は、主に代診医師の委託料と医療事務機器の保守点検費用などがございます

11ページをご覧ください。

15節工事請負費93万5,000円は、古くなりました空調設備の改修工事の費用83万5,000円と、診療所の場所を分かりやすくするための看板設置工事の費用10万円でございます。

12ページをご覧ください。

2款医業費、1項1目、医療用機械器具費の13節委託料66万5,000円は、レントゲン等の医療機器の保守点検費用でございます。

13ページをご覧ください。

3目医療用衛生材料費の11節需用費1,400万円は、医薬品の購入費用でございます。

4 款 1 項 1 目、予備費は例年と同額の 100 万円を計上させていただきました。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。

歳入の 1 款診療収入は、前年度当初予算とほぼ同額の 2,196 万円を見込んでおります。

7 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金に 5,912 万 5,000 円を計上し、予算の調整をさせていただきました。

続いて、3 項 1 目の事業勘定繰入金につきましては、本年度の決算見込みを参考にしながら、昨年と同額の 300 万円を計上しております。これは特別調整交付金として、へき地直営診療所運営費として交付されるものでございます。

以上で議案第 76 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

この際、3 時 5 分まで休憩します。

休 憩 14 時 47 分

再 開 15 時 05 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは議案第 77 号、平成 31 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 40 ページ、予算書は表紙が水色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、この予算の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 2 億 931 万 6,000 円と定めるものです。前年度と比較して 826 万 9,000 円、約 4.1 パーセントの増となっています。

増額の主な理由は、歳出の 1 款 1 項 1 目、一般管理費 574 万 2,000 円、および 2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 252 万 7,000 円の増額によるものです。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 1 億 5,000 万円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明をさせていただきます。

10 ページの歳出をお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費では 1,256 万 8,000 円を計上しています。前年度比 574 万 2,000 円の増額となっています。これは、本会計の収支を明確にするために国民健康保険事業特別会計で計上していました担当職員 1 名分の人件費を計上をしているものです。

また、8 節報償費 96 万円、および 13 節委託料 266 万 9,000 円は、平成 29 年度から取り組んでいます高齢者の低栄養防止と重症化予防を推進するために、医療費適正化等推進事業を引き続き実施するために計上しているものです。

11 ページの 2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億 9,549 万 8,000 円を計上しています。これは、19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が、広域連合会からの通知により前年度比 252 万 7,000 円の増額となったものです。

12 ページをお願いします。

3 款諸支出金、4 款予備費は、前年度と同額を計上しています。

続きまして、歳入についてご説明を致します。6ページにお戻りください。

1款1項1目、後期高齢者医療保険料は1億2,058万6,000円で、前年度比539万1,000円の増額となっています。

その内訳は、1項1目、特別徴収保険料ですが9,164万4,000円。2目普通徴収保険料は2,894万2,000円を計上しています。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するよう調整した額の収納率95パーセントで見込んでいます。

次に、7ページの3款1項1目、事務費繰入金1,033万8,000円は、歳出の1款1項1目、一般管理費のうち事務費相当額581万4,000円、および平成31年度の後期高齢者健康診査の増加を見込んでいまして、450万6,000円の増額となっています。

2目保険基盤安定繰入金6,856万5,000円は、広域連合からの通知額を計上し210万3,000円の減額としています。

4款1項1目、繰越金450万円は平成30年度の歳入となる保険料で、3月から5月に入金される普通徴収保険料は平成31年度に広域連合へ納付することになっているため、その額を見込んでいます。

5款諸収入529万5,000円の主なものは、1枚めくっていただきまして8ページの5目雑入で、先ほど説明をしました医療費適正化等推進事業に対する補助金の増額と後期高齢者健康診査委託金で、47万5,000円の増額を見込んでいます。

以上で議案第77号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第78号、平成31年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書の方は41ページです。また、予算書につきましては緑色の予算書を見ていただき、1ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,769万6,000円とするものです。

また、対前年度比は、金額にして17万5,000円の増額、率にして0.5パーセントの増加となっております。増額の主な要因は、前年度の実績見込額などを踏まえて委託料等の物件費を増額したためです。

それでは、詳細について説明をさせていただきます。主に前年度と変更になっている部分について説明を致します。

9ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出1款1項1目、農業集落排水総務費ですが、前年度との比較では3万円の増額となっております。

内容は、9節の旅費が3万円増額して4万3,000円となっております。

また、2項1目の農業集落排水維持費ですが、14万4,000円の増額となっております。

主なものは、10ページの13節の委託料が12万9,000円増額して549万1,000円となっております。

これらの増額は、前年度の実績見込額および見積りに基づいて予算計上をしております。

次に、2款1項公債費は、前年度との比較では1,000円の増額となっております。これは起債償還計画に基づいた年度別の公債費の元金と利子の合計で、2,774万3,000円を計上しております。

これに対する歳入ですが、戻っていただきまして6ページをお開きください。

1款1項1目の農業集落排水分担金ですが、この分担金につきましては2戸の加入を見込んで20万円を計上

しております。

次に、2 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料については、30 年度の実績を見込んで 633 万 7,000 円を計上致しました。前年度比では 16 万 8,000 円の減となっております。

次に、7 ページの 3 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが 3,113 万 1,000 円で、前年度より 34 万 3,000 円の増となっております。

以上で議案第 78 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは議案第 79 号、平成 31 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 42 ページです。また、表紙がグレーの予算書をお願い致します。

予算書の 1 ページをお開きください。

本予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 540 万 8,000 円としております。

それでは、詳細について説明させていただきます。

8 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

1 款事業費、1 項 1 目の事業費ですが、維持管理経費として 188 万 8,000 円を計上しております。

次に、2 款公債費、1 項の公債費ですが、償還金元金と利息の分として 332 万円を計上しております。

次に歳入ですが、6 ページをお願い致します。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目の集落排水事業分担金ですが、前年度同様に枠取り予算として 1,000 円を計上しております。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の集落排水施設使用料につきましては、73 万円を平成 30 年度決算見込みで計上しております。

次に、3 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては 466 万 1,000 円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第 80 号、平成 31 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明させていただきます。議案書は 43 ページとなります。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置および管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 2 億 7,435 万 7,000 円とするものでございます。これは対前年比として、金額にして 5 万 8,000 円、率にして 0.02 パーセントの減となっており、ほぼ同額の予算となっております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費で 22 万 9,000 円の増額となっているのは、需用費、役務費の消費税に対する増額が主な原因です。

1 節報酬では、3 名の嘱託職員を計上しております。

11 節需用費で、光熱費の電気料を消費税分増額しております。

12 節役務費については、口座振替手数料の増額と消費税対応による増額となっております。

11 節需用費の電気料 378 万 4,000 円、12 節役務費の情報通信基盤施設の保険料 101 万 2,000 円等が大きなのとなっております。

続きまして、1 款 1 項 2 目、財産管理費で 199 万 4,000 円の減額となっておりますのは、光ネットワーク運用保守委託料を見直したためでございます。

12 節役務費では、伝送路の保守料 2,374 万 1,000 円が主なものであり、内訳は、支所移転費分 1,200 万円、設備改修費分 1,000 万円、サービス業務保守 174 万 1,000 円となっております。

13 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,533 万 2,000 円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費、および線路監視費等となっております。

14 節使用料及び賃借料は、四国電力および NTT 等の電柱共架料および土地使用料となっております。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業が 176 万 2,000 円の増額となっておりますのは、13 節委託料のうち、放送サービス委託の中の人件費に対し給与体系の見直しを行ったものによるものと、14 節使用料及び賃借料の著作権協会使用料の増額によるものでございます。

10 ページ。

2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 70 万 3,000 円の増額です。

これは、12 節役務費のインターネットサービス業務のために上位プロバイダーへ支払う情報通信経費に対する消費税対応によるものでございます。

14 節使用料及び賃借料の内容は、番組配線回線利用料です。消費税分を増額しております。

3 款 1 項、公債費は 75 万 8,000 円の減額となっております。これは、情報基盤整備事業の償還金の減額によるものです。

1 目の元金では 36 万 7,000 円の増、2 目の利子では 112 万 5,000 円の減額となっておりますのは元利均等償還方式によるもので、元金が増額、利子が減額となっているものでございます。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、平成 30 年度と同額の 100 万円でございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 288 万 5,000 円の増となっております。これは、テレビ放送加入者が平成 30 年度より 23 件増の 2,313 件、インターネット加入者が平成 30 年度より 41 件増の 1,429 件を、それぞれ見込んだものが主な要因でございます。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 7 万 2,000 円の増額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 401 万 5,000 円減額の 1 億 5,765 万 3,000 円となっております。これは、光ネットワーク使用料の増と支所移転に係る補償費増を見込んだことが主な要因となっております。

2 款 2 項 1 目、財政支援事業資金繰入金は昨年と同額となっております。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては 100 万円の増額となっております。これは、電柱等の支所移転に係る補償費を実績により増額するものでございます。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては昨年と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは議案第 81 号、平成 31 年度黒潮町水道事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は 44

ページでございます。予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務3表になります。

次に、1ページをお開きください。

ここには、第1条に総則と致しまして、平成31年度黒潮町水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる、としています。

第2条には、業務の予定量を掲載をしています。

平成31年度の給水栓数は6,239栓でございます。

年間給水量は137万1,336立方メートルで、1日平均給水量としましては3,757立方メートルでございます。

次に、第3条の予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用でございまして、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは収入支出の総額を2億6,685万円にするものでございます。内容につきましては、32ページから40ページの事項別明細書に記載をしています。

なお、事項別明細書につきましては、上水道事業費用分と簡易水道事業費用分に分けて掲載をしています。

まず、収入をご説明致します。32ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、水道使用料金2億677万2,000円、給水栓6,239栓分を計上しています。

対前年比で482万1,000円の増額となっています。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては5,282万6,000円を計上しています。

続きまして、34ページから40ページの支出についてご説明を致します。

34ページをお開きください。

支出につきましては、例年どおり、営業費用においては水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費、および各種委託料や減価償却費等を計上しており、また営業外費用におきましては、企業債、償還利息を計上をしています。

次に、第4条予算の資本的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用でございまして、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に支出からご説明をさせていただきます。最後のページになります42ページをお開きください。

建設改良費は1億1,829万9,000円を計上しており、対前年比で1億4,999万6,000円の減額となっています。この主な要因としましては、大方上水道基幹配水管新設工事費の減額によるものでございます。

平成31年度の主な実施事業につきましては、平成30年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化する工事、および国道56号大方改良事業の残工事分に併せて行います、上水道基幹配水管の布設工事でございます。

収入につきましては41ページに記載をしていますので、ご確認をお願い致します。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,768万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額で補てんをさせていただきます。

次に、17ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しております。

18ページをお開きください。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

また、3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借入返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しております。

下段の、資金期首残高の2億9,817万847円は、平成30年度予定貸借対照表、22ページの2行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高の2億9,562万960円は、平成31年度の予定貸借対照表、26ページの2行目の現金預金の額となります。

19ページから20ページには、平成30年度および平成31年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載をしていますので、ご確認をお願い致します。

次に、25ページからの平成31年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

固定資産および流動資産の合計は26ページの7行目、34億730万8,916円となっています。

負債合計は、27ページの最後の行になります。27億2,748万8,318円となっています。

資本合計は、28ページの下から2行目になります。6億7,982万598円となっており、負債と資本の合計が34億730万8,916円となりまして、先ほどの資産合計と合致をしていますのでバランスが取れているということになります。

最後に、29ページには重要な会計方針に係ります事項に関する注記を記載をしています。

これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たりまして、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続ならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上で議案第81号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは議案第82号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお開きください。

黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求めるものです。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設は、所在地が、幡多郡黒潮町佐賀字上灘山3206番2。名称は、黒潮町畜産団地施設。

指定管理者に指定する団体は、所在地が、幡多郡幡多郡黒潮町佐賀字上灘山3206番2。名称は、佐賀町横浜生産農業組合。代表者、村越竜馬です。

指定する期間については、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの期間です。

指定管理者の指定理由については、この黒潮町畜産団地施設は昭和56年度に設置し、昭和57年4月1日から施設の維持管理と畜産業の振興のための有効活用を、佐賀町横浜生産農業組合を指定管理者として現在に至っております。

佐賀町横浜生産農業組合の組合員は、養鶏業を営む前は沿岸漁業を主体に生計を立てていましたが、安定収

入を得るために同和対策事業により設置した養鶏施設の経営を行ってきています。

近年の燃料費等の高騰や施設の老朽化に伴う修繕費もかさむ状況の中で、組合員の経営努力を重ねているところではあります。

現在は組合員4名で経営を行い、継続的な地元雇用の創出も行いながら農業所得の増加および生活水準の向上に取り組んでおり、後継者の育成も含み将来的な施設利用継続を図っていく計画です。

このような現状にある施設ですので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補に佐賀町横浜生産農業組合を再選定致しました。

以上で議案第82号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは議案第83号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書の46ページをご覧ください。

黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、幡多郡黒潮町入野4370番地2。名称、黒潮町地域特産品処理加工施設でございます。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、幡多郡黒潮町入野4370番地2。名称は、株式会社黒潮町缶詰製作所。代表者、代表取締役大西勝也。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

この施設は、黒潮町の特産品を活用した加工品の製造および販売を一体的に運営する仕組みをつくることにより、地場産業を創設し、もって、就労の機会の拡大と生産者の所得向上を図るための加工施設でございます。

現在、この施設は町が出資している法人である株式会社黒潮町缶詰製作所を指定管理者として管理を行わせております。

また、当該施設は汎用性のある加工場ではなく、主として食品缶詰製造という特殊な技術により産業振興を図り、地域に雇用を創造するという目的を有する施設です。

缶詰製造に係る専門的な技術を有したスタッフを擁するとともに、一定規模の販路を有する者でなければ、その目的を達成することが非常に困難となる特徴があります。

従って、現在において当該施設を管理運営し、5年間ノウハウを蓄積するとともに販路を獲得してきた株式会社黒潮町缶詰製作所に管理運営させることが、施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成することにつながると考えられます。

さらに、当該施設のもう一つの特徴である製糖機能を活用している黒糖の生産者団体から缶詰製品の原料や自社販売の商品として黒糖を継続的に仕入れているなど、関係者の販路としてつながりを有しています。

そして、現在、材料に使用する農作物の下処理を集落活動センターに委託することを進めるなど、地域の活力を積極的に活用した管理に努めております。

これらのことから、株式会社黒潮町缶詰製作所を当該施設の指定管理者候補とすることが最適であると判断し、株式会社黒潮町缶詰製作所と協議を行い、事業計画書および収支計画書、ならびに組織および経営状況を説明する書類を選定基準に照らし合わせた上で、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、

株式会社黒潮町缶詰製作所を公募によらない指定管理者候補として選定致しましたので、ご審議をよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは議案第84号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書47ページをお開きください。

黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について、幡多郡黒潮町黒潮1番地、株式会社明神食品、代表取締役西坂法彦を指定管理者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

選定に当たりましては、これまでの旧佐賀町時代からの事業継承の経過とこれまでの企業の実績、および施設の性格や機能等を考慮し、公募によらない指定管理者の候補として指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議致しました。

選定理由についてご報告申し上げます。

株式会社明神食品は、旧法人の廃業に伴い環境省庁等の協議を経て、当時の12人の雇用を守ることを基本にその受け皿でできた法人であり、平成16年11月1日より現在に至るまで当該施設を指定管理者として適切に管理運営がなされております。

鈴施設のある冷凍施設1,000トンおよび500トンのカツオについても、最終の製品や旬の時期に水揚げされた原材料のストックのみならず、漁協の活餌飼料や漁業者の原料製品の保管施設としても広く有効に活用されております。

これらにつきましては、加工部門において地域雇用を基本として、現在、正社員9名、役員4名体制の計13名の方が従事し、地域雇用に貢献しているところでございます。

同社は加工部門で生産された商品をグループ会社と連携し、カツオのたたきやマグロ丼の製造に携わり、最終製品は全国各地の生協や外食産業への販売のほか、なぶら土佐佐賀の道の駅や、県内外の数多くの飲食店および直営店で提供、販売の事業展開がなされています。

また、町内のイベントにも積極的に参加、協賛するとともに施設周辺の清掃にも取り組み、地域活動に貢献されております。

また、建設当時から25年を超え、老朽化が激しい施設を今なお継続使用できているのも、企業側のこれまでの施設行使拡充に対する多額の金銭的負担および経営努力によるものであると判断しております。営業収益も年々上がっており、地域雇用と安定的な運営が今後も期待され、公の施設の効果を最大限に発揮されると判断することから、同社を引き続き指定管理者とすることが適当と認められます。

以上のことから、株式会社明神食品を指定管理者候補として選定しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（山崎正男君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただ今議題となっております議案に対する質疑および委員会付託につきましては、3月11日に行うことと致します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 43分